

富士川水系河川整備計画 大臣管理区間

平成18年 9月

国土交通省
関東地方整備局

目 次

富士川水系河川整備計画（大臣管理区間）

第 1 章 河川整備計画の目標に関する事項	1
第 1 節 流域及び河川の概要	1
第 2 節 河川整備の現状と課題	8
第 1 項 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する現状と課題	8
(1) 富士川下流ブロック	12
(2) 富士川中流ブロック	14
(3) 釜無川ブロック	16
(4) 笛吹川ブロック	18
第 2 項 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する現状と課題	19
(1) 河川空間利用	19
(2) 水利用の現状と課題	20
(3) 水質の現状と課題	23
第 3 項 河川環境の現状と課題	24
(1) 河川環境の現状	24
(2) 河川環境の課題	27
第 4 項 河川の維持管理の現状と課題	29
(1) 河川管理情報の高度化、効率化	29
(2) 総合的な土砂管理	29
(3) 河道内樹木、堆積土砂の管理	30
(4) 河川管理施設等の維持保全	30
(5) 洪水及び高潮対策の活動支援、洪水情報伝達	31
(6) 水害の防止及び広域防災機能の維持	31
(7) 秩序ある利用形態、河川美化	32
(8) 人と川のふれあい機能、河川環境、河川景観、文化育成機能等の維持	32
(9) 流域交流、連携の活動支援	33
第 3 節 河川整備計画の目標	34
第 1 項 計画対象区間及び計画対象期間	34
(1) 計画対象区間	34
(2) 計画対象期間	35
第 2 項 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標	36
第 3 項 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標	37
第 4 項 河川環境の整備と保全に関する目標	37

第2章 河川の整備の実施に関する事項・・・・・・・・・・・・・・ 38

第1節 河川の整備の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・ 38

第1項 対象洪水に対する流下能力の確保・・・・・・・・・・・・・・ 38

第2項 堤防の安全性の確保・・・・・・・・・・・・・・ 38

第3項 関係機関及び地域との連携及び協働・・・・・・・・・・・・・・ 38

第2節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により

設置される河川管理施設等の機能の概要・・・・・・・・・・・・・・ 39

第1項 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項・・・・・・・・・・・・・・ 39

(1) 富士川下流ブロック・・・・・・・・・・・・・・ 39

(2) 富士川中流ブロック・・・・・・・・・・・・・・ 41

(3) 釜無川ブロック・・・・・・・・・・・・・・ 45

(4) 笛吹川ブロック・・・・・・・・・・・・・・ 48

第2項 河川環境の整備と保全に関する事項・・・・・・・・・・・・・・ 51

(1) 良好な自然環境の保全・・・・・・・・・・・・・・ 51

(2) 生息及び生育環境の連続性としての機能の確保・・・・・・・・・・・・・・ 52

(3) 人と川とのふれあいの場の整備・・・・・・・・・・・・・・ 52

第3節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所・・・・・・・・・・・・・・ 54

第1項 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項・・・・・・・・・・・・・・ 54

(1) 管理情報の収集及び提供システム・・・・・・・・・・・・・・ 54

(2) 流域全体を視野に入れた土砂管理・・・・・・・・・・・・・・ 57

(3) 河川機能の維持・・・・・・・・・・・・・・ 57

(4) 河川管理施設等の維持管理・・・・・・・・・・・・・・ 58

(5) 洪水情報伝達の体制整備、洪水及び高潮対策の活動支援・・・・・・・・・・・・・・ 59

(6) 広域防災機能の維持・・・・・・・・・・・・・・ 62

第2項 流水の正常な機能の維持に関する事項・・・・・・・・・・・・・・ 63

(1) 流水の正常な機能の維持に関する水量・・・・・・・・・・・・・・ 63

(2) 渇水調整体制・・・・・・・・・・・・・・ 63

(3) 水質の保全並びに改善・・・・・・・・・・・・・・ 63

第3項 河川の適正な利用及び河川環境の保全に関する事項・・・・・・・・・・・・・・ 65

(1) 秩序ある利用形態、河川美化・・・・・・・・・・・・・・ 65

(2) 交流及び利用促進のための施設の維持管理・・・・・・・・・・・・・・ 66

(3) 河川環境の保全・・・・・・・・・・・・・・ 66

(4) 河川景観、文化育成機能の維持等・・・・・・・・・・・・・・ 67

(5) 富士川全体の交流及び連携・・・・・・・・・・・・・・ 67

富士川水系河川整備計画（大臣管理区間） 附図

(1) 富士川下流ブロック	69
(2) 富士川中流ブロック	70
(3) 釜無川ブロック	71
(4) 笛吹川ブロック	72

第 1 章 河川整備計画の目標に関する事項

第 1 節 流域及び河川の概要

富士川は、その源を釜無川本谷として山梨県北杜市白州町と長野県諏訪郡富士見町境の鋸岳（標高 2,685m）に発し、途中多くの支流を合わせながら山間溪谷部を抜け、山梨県甲府盆地を南流し、甲府盆地の南端西八代郡市川三郷町において支川笛吹川と合流した後、再び山間溪谷部に入り、静岡県富士市と静岡市清水区蒲原地区の境において駿河湾に注ぐ、幹川流路延長 128km、流域面積 3,990km² の一級河川である。

その流域は長野県、山梨県及び静岡県の三県にまたがり、豊かな自然環境を有しており、富士川と周囲の山々が醸し出す風情は、急流と清流が相まって優れた景観美を造り、その流れは県内外の人々に憩いと安らぎを与え広く愛されている。

流域の土地利用は、山林が 68%、水田及び果樹園等の農地が 27%、市街地が 5%となっている。

沿川には山梨県及び静岡県の中東部地区における社会、経済、文化の基盤をなしている甲府盆地内の甲府市及び河口部の富士市があり、治水、利水、環境についての意義は極めて大きい。

富士川は、南アルプス、八ヶ岳、秩父山地等の 3,000m 級の急峻な山々に囲まれ、大臣管理区間の平均河床勾配が 1/240 の急流河川（図-1.1.2～図-1.1.4 参照）であり、最上川、球磨川と並んで日本三大急流の一つに数えられている。

富士川流域は、太平洋側気候に属しており、上流の山岳地域から下流の海岸地域まで多様な気候特性を持っている。

平成 6 年から平成 15 年の降水量の年平均を見ると、大泉 1,099mm、甲府 1,105mm、南部 2,487mm、吉原（富士市）2,018mm であり上流域で比較的少なく、中流域及び下流域では比較的多くなっている。また、平均気温は、大泉 11.1℃、甲府 14.9℃、南部 14.8℃、吉原（富士市）16.1℃となっている。

富士川流域はその大部分がフォッサマグナと呼ばれる比較的新しい地層で構成されており、特に流域の西側には日本列島を東西に分断する大断層糸魚川～静岡構造線が走っている。このため、本流である富士川、釜無川右岸は崩壊地の多い極めてもろい地質構造になっており、河道は豪雨による崩壊土砂の流出及び流れの緩やかな箇所への堆積により、激しい流路変動を伴う礫河原を呈しているとともに、釜無川の下流部並びに笛吹川の中流部では、天井川となっている。

源流から甲府盆地を流下する区間の山地部には、コナラ、ミズナラ、ブナ等の自然植生が残され、山腹を流下する数多くの沢は、四季折々の山岳溪谷美に富んだ溪流となって、岩肌を削りながら流下している。本区間では清流の礫質河床を産卵場とするカワヨシノボリ、カジカ等の魚類やヤマセミ、カワセミ、サギ類等の鳥類が生息しており、河原にはカワラヨモ

ギやハリエンジュの群落等が点在している。また、本区間の下流端にあたる釜無川と笛吹川との合流点付近は、釜無川の広い砂礫河原の環境と笛吹川の水辺の湿地環境を併せ持ち、サギ類等の鳥類の繁殖が見られるほか、ガン・カモ類、オオヨシキリなどの多様な鳥類が生息している。

禹之瀬^{うのせ}(山梨県市川三郷町及び^{かじかざわ}鵜沢町)から山梨県と静岡県との県境までの区間は、途中、早川が合流して急峻な山地の間を縫うように蛇行を繰り返し流下しており、岩肌と川面が織りなす自然豊かな景観となっている。連続する瀬や淵等には、瀬を産卵場とするアユ、ウグイ等の魚類や崖を巣とするカワセミ等の鳥類が多く生息しており、また、脆弱な山地が迫っている沿川平地部分には、宅地や農地が集中している。

雁^{かりがねづつみ}堤(静岡県富士市)から河口までの区間については、再び天井川が発達した扇状地部分に市街地が発展している。河口部(P12, 写真-1.2.3 参照)は約 2,000m の広大な川幅を有し、低水路部は多列砂州を形成し、砂礫地、海浜性砂丘、干潟や湿地等の多様な環境が見られる。そこには、砂礫地を繁殖場として利用するコアジサシ、干潟を餌場とするシギ・チドリ類や水際の樹林地を集団分布地及び越冬地として利用するカワウ、カモ類等多くの鳥類が生息するほか、干潟や湿地にはマコモ、ヨシ等が群生している。また、魚類ではウナギ、シロウオ等の回遊性魚類が生息している。



写真-1.1.1 釜無川と笛吹川の合流点付近
(左側が釜無川、右側が笛吹川)



写真—1.1.2 禹之瀬
(禹之瀬から山間部を流下している)

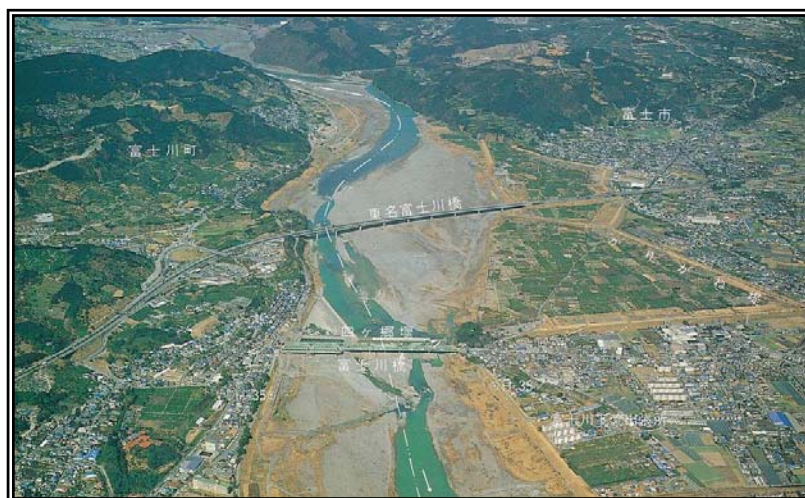
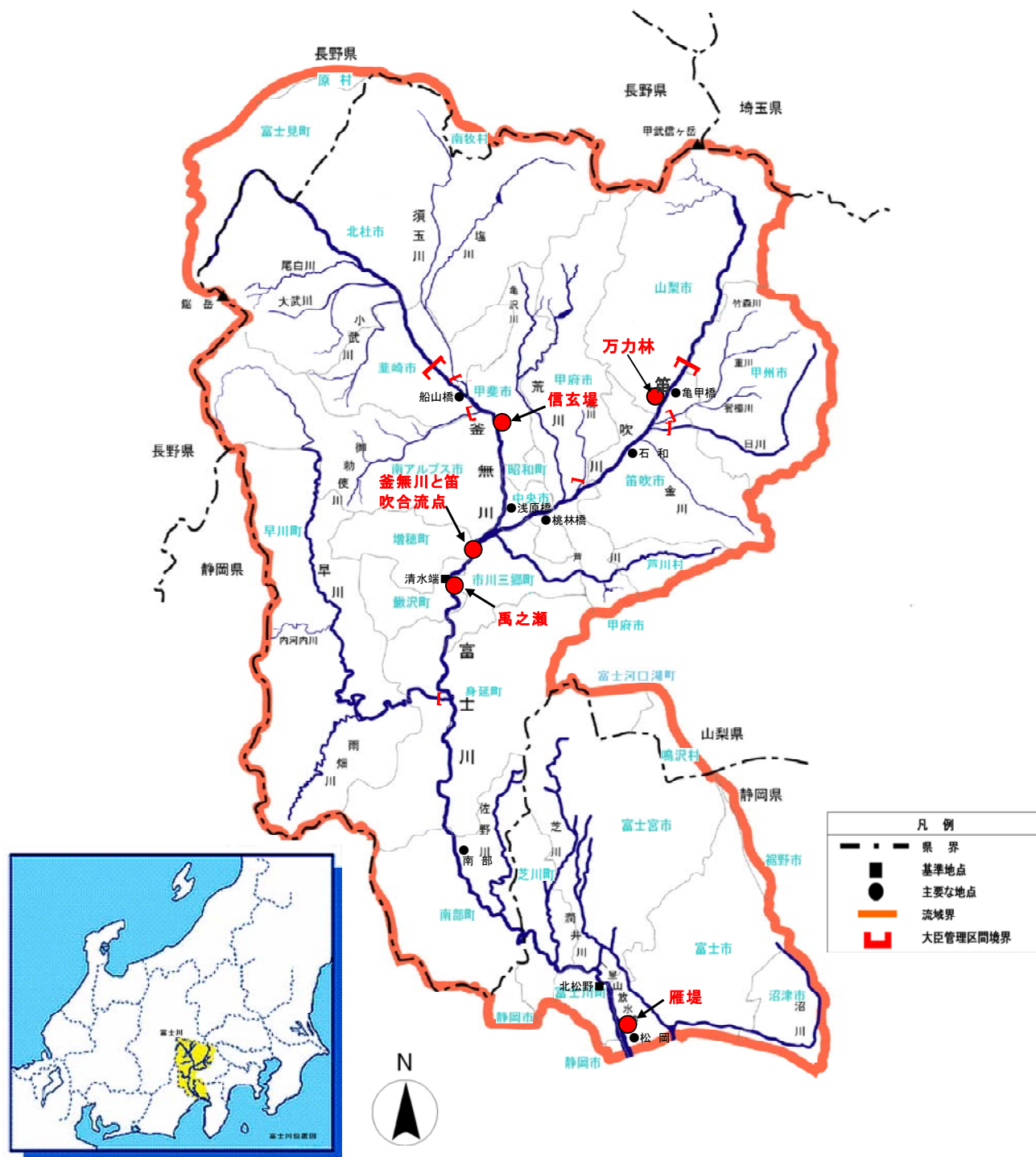


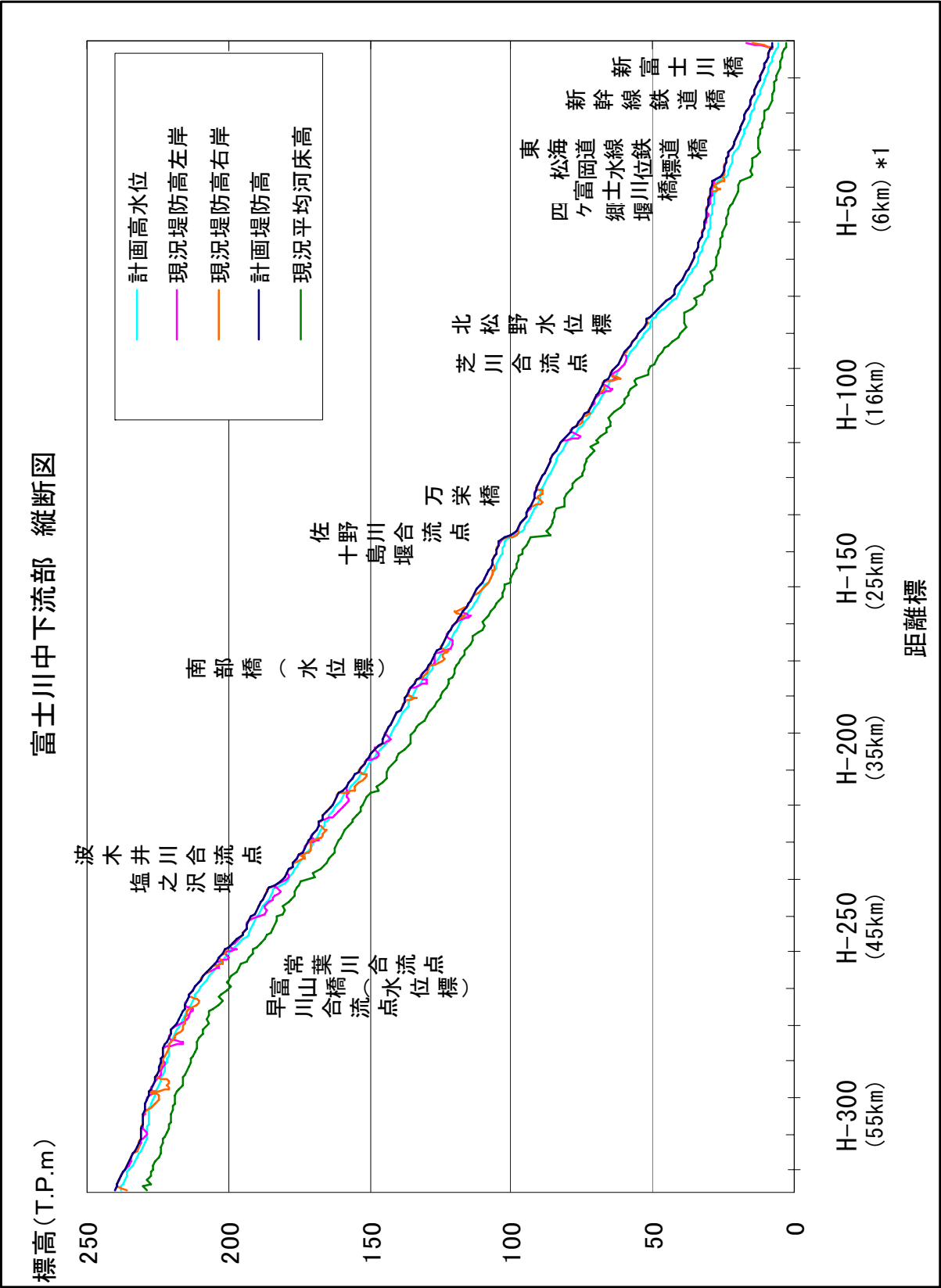
写真-1.1.3 雁堤 富士川にある歴史的治水施設の一つである。

富士川は、万葉集に詠まれるなど、人とのかかわりが古くから記され、平家物語には、富士川合戦の様子も記されている。江戸時代には漁夫が投網をしている様子が葛飾北斎の浮世絵「富嶽三十六景」にも描かれている。また平安時代に始まったといわれ、武田信玄の時代には盛大に挙行された御幸祭は、笛吹市一宮町の浅間神社から甲斐市竜王の三社神社まで御神輿を運び、堤防を踏み固める動作で練り歩くもので、毎年4月に信玄堤で行われている。中下流部でも江戸時代に始まり夏の風物詩となっている川供養の火祭り等が富士川を舞台に広く行われている。このように、富士川は、流域の歴史及び文化に深くかかわるとともに、江戸、明治時代には、米や塩を中心とする物資の運搬や人々の重要な交通手段として舟運が盛んに行われていた。

富士川流域の産業について見ると、長野県では高原野菜や花き類等の農業と電機工業など、山梨県では、ブドウや桃等の果樹栽培、ワイン醸造、水晶及びガラス研磨工業による装飾品、産業用ロボットの生産などが盛んである。また、静岡県では、お茶、みかん、水稻の栽培のほか、パルプ工業、自動車工業、薬品工業などの重化学工業が発展している。

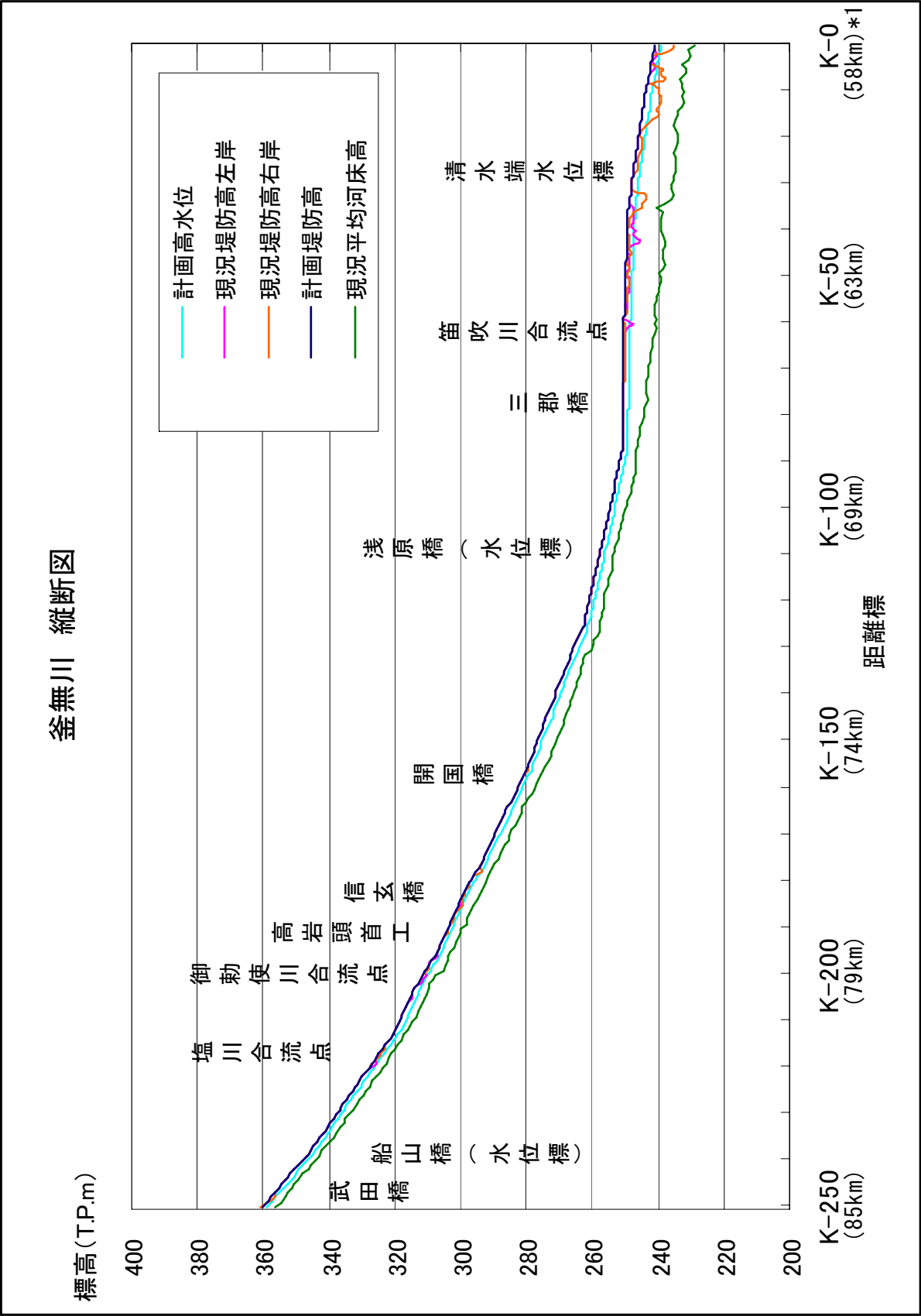
なお、静岡県全域と山梨県の峡北地域の一部を除き、東海地震に係る地震防災対策強化地域として昭和54年に指定され、平成14年に想定震源域見直しにより、静岡県全域と山梨県のほぼ全域が指定され、富士川流域のほとんどがそれに含まれている。一方、東名高速道路や東海道新幹線等東京と関西方面等を結ぶ幹線交通機関は、すべて富士川を渡河している。





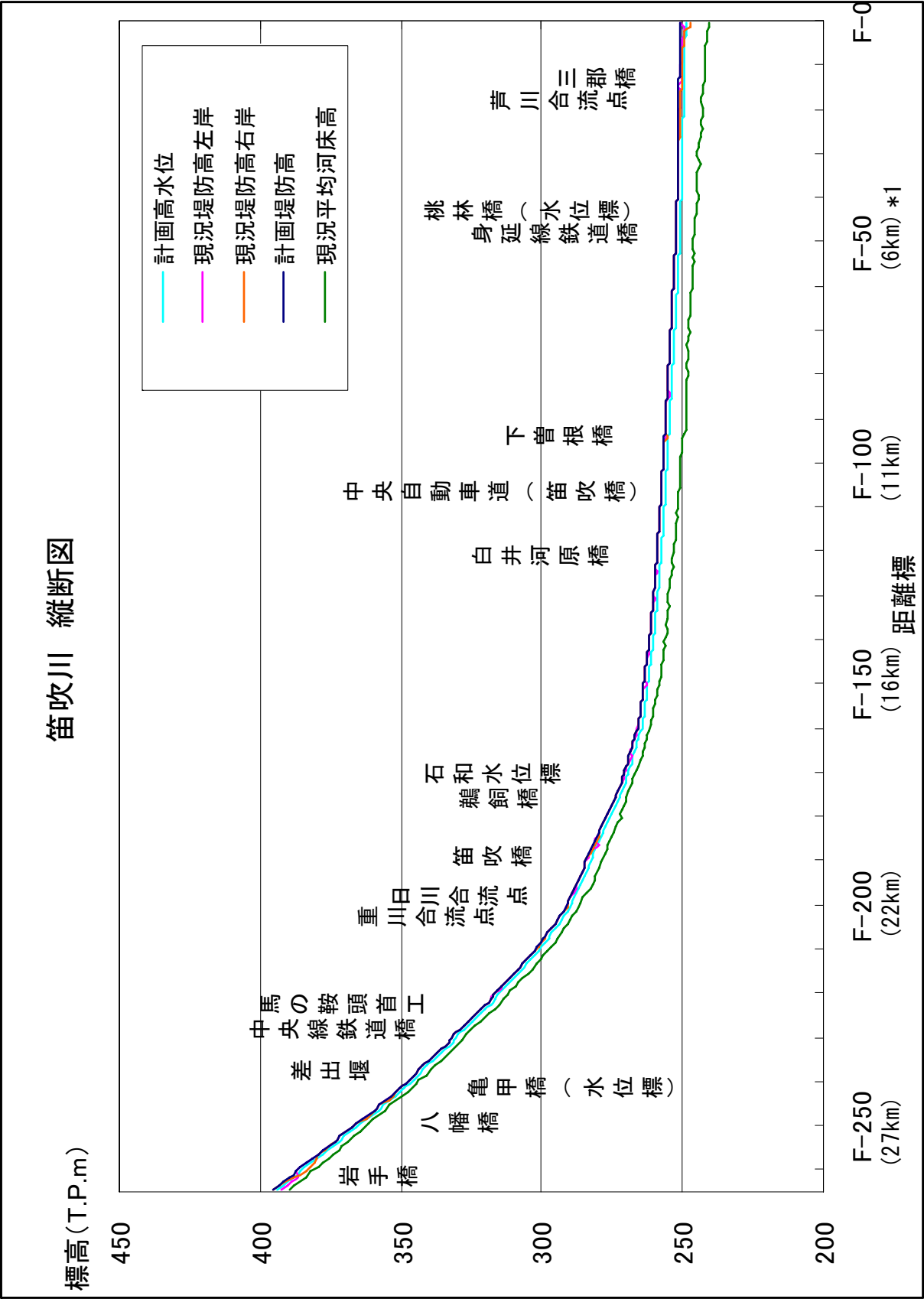
*1) () の数値は河口からのおおよその距離を示す。

図-1.1.2 富士川大臣管理区間縦断面図



*1) () の数値は河口からのおおよその距離を示す。

図-1.1.3 釜無川大臣管理区間縦断面図



*1) () の数値は合流点からのおおよその距離を示す。

図-1.1.4 笛吹川大臣管理区間縦断面図

第2節 河川整備の現状と課題

第1項 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する現状と課題

日本を代表する急流河川である富士川は、古くから水害に悩まされ、^{まんりきばやし}万力林等の水害防備林や武田信玄が甲府盆地を水害から守るため築いたとされる信玄堤及び霞堤等による独自の治水対策が施されてきた。下流部においても、江戸時代の代官である古郡氏^{ふるごおり}が三代に渡って完成させた雁^{かりがねづつみ}堤があり、これらの施設は現在においても、その治水機能を発揮しており、さらに川と人とのふれあいの場としての機能を含め、一層の保全と利用が強く望まれている。

また、富士川の代表的な伝統的治水工法として^{せいぎゅう}聖牛及び霞堤が現存している。聖牛は堤防に対する洪水の侵食力を弱める機能を発揮することにより、また、数多く現存する霞堤は洪水の下流への流出量を緩和する機能や堤内地を二重に守る機能を発揮することにより、それぞれ洪水時の被害軽減や安全性向上の役割を果たしている。

富士川水系の近代的な治水事業については、明治40年、同43年の洪水により、清水端及び松岡地点における計画高水流量をそれぞれ $5,600\text{m}^3/\text{s}$ 及び $9,800\text{m}^3/\text{s}$ とする改修計画が決定され、大正10年から^{ちよつかつ}直轄事業として富士川下流部、釜無川及び笛吹川において河道掘削、築堤、護岸等の工事に着手した。さらに、昭和33年からは富士川中流部においても築堤、護岸等の整備に着手し、昭和41年には、一級水系の指定がなされ、同年に基準地点の基本高水のピーク流量を清水端 $5,600\text{m}^3/\text{s}$ 、松岡 $9,800\text{m}^3/\text{s}$ とし、これを河道に配分する工事实施基本計画を策定した。

その後、流域の開発等にかんがみ、昭和49年に基準地点清水端及び北松野における基本高水のピーク流量をそれぞれ $8,800\text{m}^3/\text{s}$ 及び $16,600\text{m}^3/\text{s}$ とし工事实施基本計画を改定した。同年、静岡県が昭和44年に着手した沼川水系支川潤井川から富士川への分流を行う星山放水路の完成に伴い、沼川水系を富士川水系に編入した。

富士川の戦後最大洪水である昭和57年8月台風10号による洪水では、堤防の洗掘、内水による湛水、無堤地区における外水氾濫による家屋浸水等の被害に加え、河床洗掘により富士川下流部にかかる東海道本線富士川鉄橋等の橋梁が流失した。また、流出土砂が河道に著しく堆積した。

平成15年2月に今後の河川整備の基本となるべき事項を定めた富士川水系河川整備基本方針を策定し、基本高水については昭和34年8月、昭和57年8月等の既往洪水について検討した結果、基準地点清水端及び北松野における基本高水のピーク流量をそれぞれ $8,800\text{m}^3/\text{s}$ 及び $16,600\text{m}^3/\text{s}$ とした。

こうした洪水被害に対し、河道掘削、築堤整備の進捗にもかかわらず戦後最大規模の洪水を安全に流下しえない箇所が残っている。なお、平成17年3月現在、大臣管理区間全体において約1割の区間で戦後最大規模の洪水流量を安全に流下しえない状況となっている。

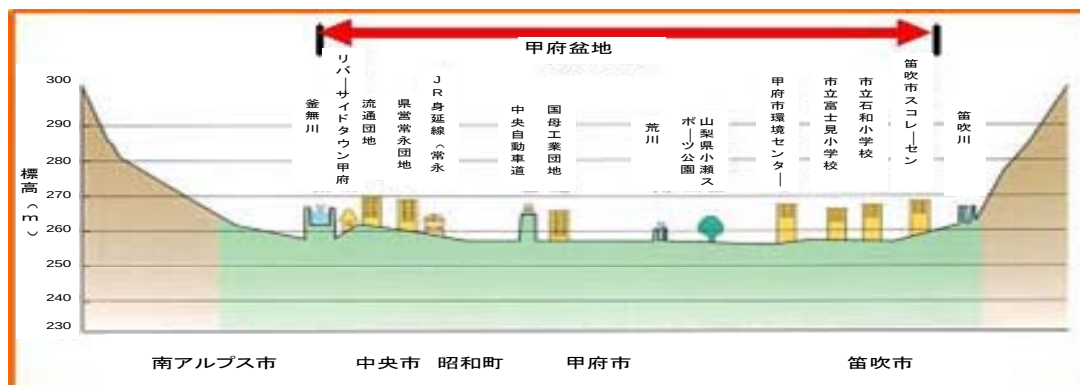
また、富士川は流域からの大量の土砂流入により河道内に土砂が堆積する区間がある一方、砂州の移動などにより著しい河床洗掘を生じる区間もあり、洪水時の河床変動はきわめて複雑であり、洪水規模の大小にかかわらず堤防及び河岸を急激に洗掘する流れが発生し、破堤等の重大な災害を生ずるおそれがある。近年においては、昭和34年8月洪水で笛吹川及び釜

無川において破堤に至るとともに、平成 15 年 8 月の小規模洪水では、釜無川において比較的低い水位にもかかわらず堤脚部に達する洗掘が生じたことから緊急的な復旧対策を実施している。こうした急激な洗掘に対し、特に甲府盆地南西部の天井川区間において十分な対策をとる必要がある。

表－1.2.1 富士川水系大臣管理区間堤防整備状況 (平成 17 年 3 月現在)

水系名	堤防延長(km)				山付区間 延長(km)	合計(km)
	堤防延長	完成堤防 延長	暫定堤防 延長	未施工 延長 ^{*1)}		
富士川	173.9 (100%)*2)	72.0 (41%)	75.4 (43%)	26.5 (16%)	66.7	240.6

*1) 旧堤及び無堤箇所, *2) () は堤防延長に対する割合



図－1.2.1 甲府盆地南西部横断模式図



三郡東橋の流出



根津橋上流左岸破堤

写真－1.2.1 昭和 34 年 8 月洪水状況 (笛吹川)



JR 東海道本線の落橋



信玄橋下流地点

写真－1.2.2 昭和 57 年 8 月洪水状況 (富士川・釜無川)

表-1.2.2 富士川の主な洪水と被害

洪水年月日	原因	流域平均 2日雨量 (mm)		実績最大流量 (m ³ /s) *推定値		被害状況
		清水端	北松野	清水端	北松野	
明治 40 年 8 月 22～26 日	台風	261	287	*約 9,000	*約 17,000	[山梨県内] 死者 115 人、傷害 148 人、家屋全壊・半壊・破損・流失 9597 戸、床上浸水 10207 戸、床下浸水 4249 戸、堤防決壊・破損約 125km、道路流失及び埋没・破損約 441km、田畑の流出埋没、浸水、冠水 712 町歩
明治 43 年 8 月 9～10 日	台風	248	296	—	—	[山梨県内] 御嶽崩壊による 10 人を超える死者、甲府市で床上浸水 1795 戸、床下浸水 1572 戸、韮崎（釜無川）、日下部及び石和（笛吹川）、釜無川・笛吹川・芦川の合流点付近の堤防決壊
昭和 10 年 8 月 29 日	台風	85	108	—	—	[山梨県内] 死者行方不明 44 名、傷害 26 名、家屋流出 68 戸、床上浸水 1146 戸、田畑の流出埋没、浸水、冠水、4786 町歩
昭和 22 年 9 月 14 日	カスリーン台風	292	325	—	—	[山梨県内] 死者 13 人、道路・橋被災
昭和 34 年 8 月 14 日	7 号台風	254	302	5,712	*約 9,000	[山梨県内] 死傷者 851 名 行方不明 33 名 家屋全壊・半壊・流出 6536 戸 家屋浸水 14495 戸、山梨市他数カ所において決壊
昭和 34 年 9 月 26 日	15 号台風	129	136	2,068	—	[山梨県内] 死傷者 102 名 行方不明 1 名 家屋全壊・半壊・流出 5668 戸 家屋浸水 1636 戸
昭和 36 年 6 月 23～28 日	梅雨前線	260	308	3,171	8,798	[山梨県内] 死傷者 10 名 行方不明 1 名 [全流域内] 家屋全壊流出 12 戸、半壊 13 戸、床上浸水 391 戸、床下浸水 3227 戸、浸水面積 3995ha
昭和 41 年 9 月 25 日	26 号台風	137	236	3,199	*約 5,800	[山梨県内] 死傷者 224 名 行方不明 82 名 [全流域内] 家屋全壊 122 戸 床上浸水 1676 戸、床下浸水 4714 戸、農地浸水 1717ha、宅地その他浸水 2117ha
昭和 47 年 9 月 17 日	20 号台風	156	213	2,460	4,077	[山梨県内] 死傷者 18 名 [全流域内] 家屋全壊流出 1 戸、床上浸水 2 戸、床下浸水 62 戸、農地浸水 375ha、宅地その他浸水 2ha
昭和 54 年 10 月 19 日	20 号台風	127	175	1,956	8,773	[山梨県内] 負傷者 4 名 [全流域内] 家屋全壊流出 7 戸 半壊 19 戸、床上浸水 1092 戸、床下浸水 2208 戸、農地浸水 182ha、宅地その他浸水 366ha
昭和 57 年 8 月 2～3 日	10 号台風	283	341	*約 6,800	*約 14,300	[山梨県内] 死者 7 名 負傷者 28 名 [全流域内] 家屋全壊流出 26 戸、半壊 20 戸、床上浸水 523 戸、床下浸水 632 戸、農地浸水 4113ha、宅地その他浸水 164ha
昭和 58 年 8 月 15～18 日	5・6 号台風	293	368	3,358	*約 6,100	[山梨県内] 死者 2 人、傷害 22 人 [全流域内] 家屋全壊流出 1 戸、半壊 5 戸、床上浸水 142 戸、床下浸水 1,791 戸、農地浸水 1,367ha、宅地その他浸水 181ha
昭和 60 年 6 月 30～7 月 1 日	6 号台風	159	207	*約 4,200	9,139	[山梨県内] 死者 1 名 負傷者 2 名 [全流域内] 家屋全壊流出 1 戸、半壊 1 戸、床上浸水 37 戸、床下浸水 135 戸、農地浸水 121ha、宅地その他浸水 25ha
平成 3 年 9 月 19 日	18 号台風 秋雨前線	163	215	3,223	12,396	[山梨県内] 死者 1 名 負傷者 2 名 [全流域内] 家屋全壊流出 2 戸、床上浸水 102 戸、床下浸水 694 戸、農地浸水 402ha、宅地その他浸水 56ha
平成 10 年 9 月 14～17 日	5 号台風	169	205	2,867	7,052	[山梨県内] 死者・傷害 0 人 [全流域内] 床上浸水 35 戸、床下浸水 147 戸、農地浸水 54ha
平成 12 年 9 月 11～12 日	秋雨豪雨	218	246	2,741	6,968	[山梨県内] 死者・傷害 0 人 [全流域内] 家屋全壊流出 1 戸、半壊 5 戸、床上浸水 203 戸、床下浸水 661 戸、農地浸水 510ha
平成 13 年 9 月 9～11 日	15 号台風	191	242	2,149	4,786	[山梨県内] 死者・傷害 0 人 [全流域内] 床上浸水 2 戸、床下浸水 5 戸

出典：山梨県水害史：明治 40 年 8 月、明治 43 年 8 月洪水被害、富士川水害史調査報告書：昭和 10 年 8 月、昭和 22 年 9 月洪水被害、高水速報：昭和 34 年 8 月、9 月及び昭和 36 年 6 月～平成 13 年 9 月洪水時の人的被害、水害統計：昭和 36 年 6 月～平成 13 年 9 月洪水時の家屋、農地の被害

本項では富士川大臣管理区間について、地形の状況、整備の現状、各出張所の管理区間等を考慮し、図-1.2.2に示すとおり、富士川下流、富士川中流、釜無川、笛吹川の4ブロックに分けて河道整備に関する現状と課題を整理した。

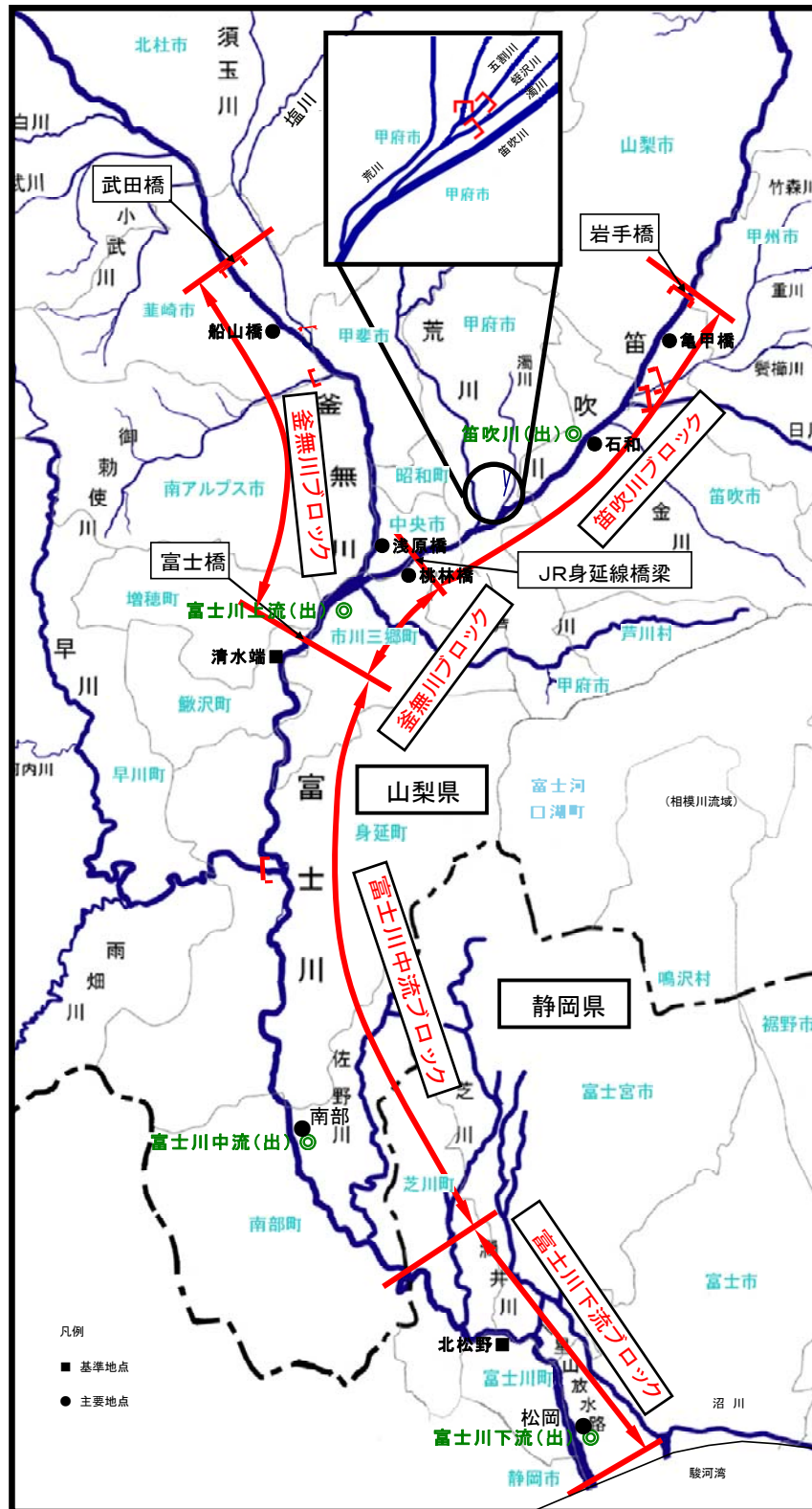


図-1.2.2 ブロック区分図

(1) 富士川下流ブロック

河口から山梨県境に至る区間を富士川下流ブロックと呼ぶ。この区間における富士川は、約 1/170 の河床勾配で駿河湾に注いでいる。その川幅は富士川橋下流から急激に広がり、河口部においては約 2,000m に及んでいる。また、左岸側に富士市の密集市街地を擁している。

富士川下流ブロックにおいては、戦後最大の洪水である昭和 57 年 8 月洪水で浸水被害があった地区の整備が平成 11 年度までに完了し、高潮堤防については平成 10 年度に整備が完了している。

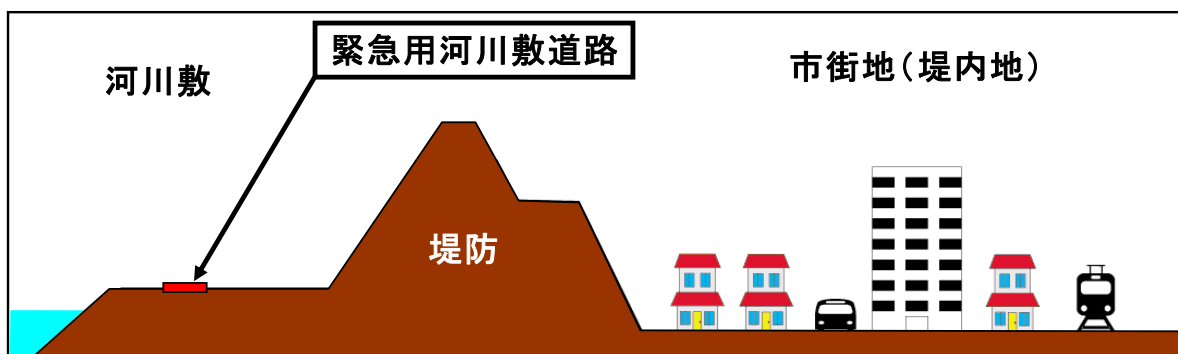
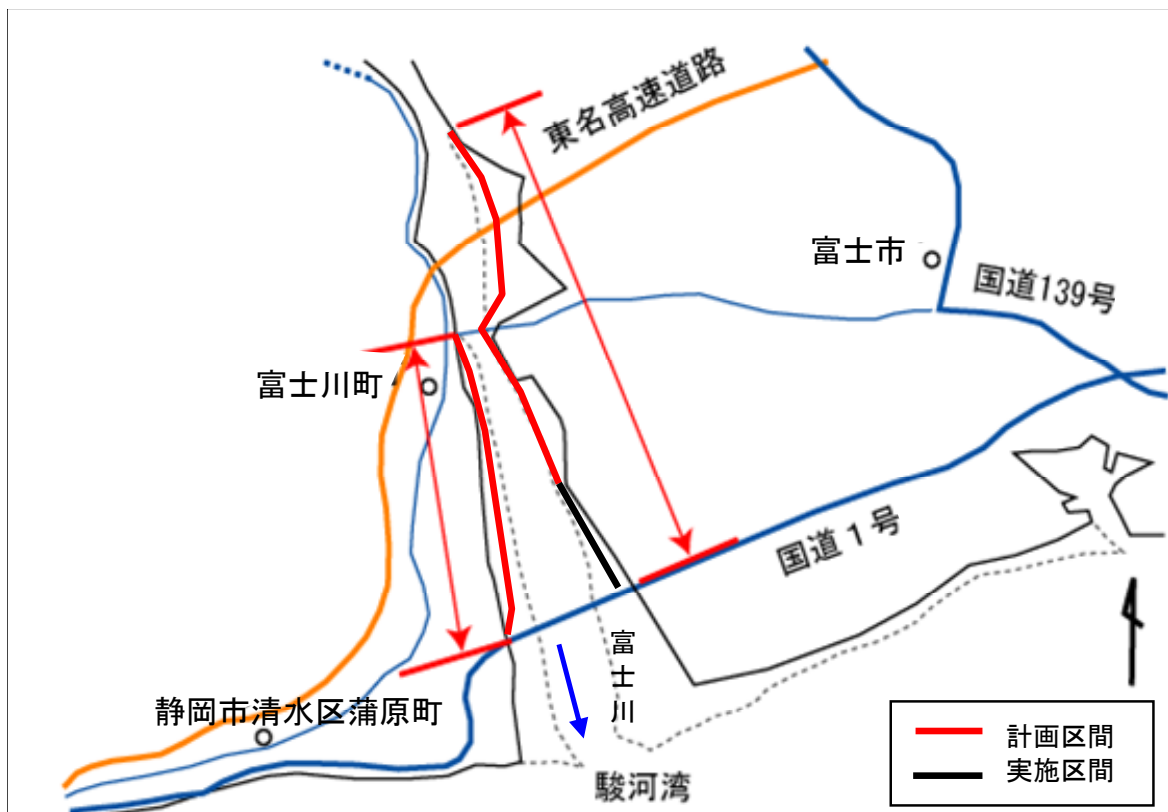
しかし、急流河川であり、近年では、平成 15 年の洪水で河岸侵食の災害が起きており、また、東海地震による被害が懸念されることから被災時に迅速な災害復旧活動が重要であり、緊急的な復旧活動に供するための拠点整備が必要である。

また、震災時には市街地（堤内地）の一般道が通行不能となり、災害復旧物資の輸送が困難となることが想定されるため、河川敷内を利用して、河川管理施設及び沿川地域等の復旧活動時の輸送路の確保が必要である。

なお、緊急用河川敷道路については、平成 17 年 3 月現在までに、左岸側約 1,900m の整備を実施している。



写真-1.2.3 沿川に市街地が隣接する富士川河口部
 <日本一深い駿河湾に面し、高潮の影響が大きい。>



図－1.2.3 緊急用河川敷道路の位置図

(2) 富士川中流ブロック

静岡県境から富士橋（山梨県市川三郷町及び鰍沢町）に至る区間を富士川中流ブロックと呼ぶ。山間^{きょうさく}狭窄部を流下する富士川の河床勾配は早川合流点より上流が約 1/450、下流が約 1/220 であり、また、合流する早川は、非常に土砂生産量が多い支川である。

戦後最大洪水である昭和 57 年 8 月洪水では、住宅等が浸水する被害が発生し、堤防整備及び宅地嵩上げ事業を実施中である。

また、急流河川であり、平成 16 年 10 月の洪水で、護岸が崩落する災害が起きていることと東海地震による被害が懸念されることから被災時に迅速な災害復旧活動が重要であり、緊急的な復旧活動に供するための拠点整備が必要である。

さらに、富士川中流ブロックの河川管理用通路は山間狭窄部で連続しておらず、富士川沿いの国道 52 号や主要地方道富士川身延線等の交通幹線を利用している。しかし、地質構造が脆弱なため、土砂災害発生への懸念があり降雨量が一定基準に達すると通行止めとなることから、樋管操作や水防活動等に支障が生じる場合がある。このような場合においても、洪水状況等の把握をおこない適切に河川管理を行うため、情報網の整備が必要である。



写真-1.2.4 山間狭窄部を流れる中流部



写真-1.2.5 山間狭窄部の浸水被害
＜昭和 57 年 8 月災害 鰍沢町船場地先＞



写真-1.2.6 護岸が崩落した状況



写真-1.2.7 復旧状況

＜平成 16 年 10 月災害 市川三郷町岩間地先＞

表 - 1.2.3 富士川中流部の通行規制区間（平成18年5月現在）

路 線 名	規 制 区 間	規 制 条 件	
		連続雨量 (mm)	時間雨量 (mm)
① 国道52号(古屋敷)	身延町古屋敷～身延町波木井	150	—
② 国道52号(相又)	身延町相又～南部町峰久保	200	—
③ 国道52号(切久保)	南部町切久保～南部町西行	200	—
④ 国道52号(万沢)	南部町越渡～南部町境川	200	—
① 主要地方道市川大門下部身延線	身延町車田～身延町北川	100	20
② 主要地方道市川大門下部身延線	身延町下八木沢～身延町帯金	80	20
③ 主要地方道富士川身延線	身延町馬込～南部町小内船	100	25
④ 主要地方道富士川身延線	南部町内船～南部町十島	100	25
⑤ 主要地方道富士川身延線	南部町万沢～芝川町尾崎	100	25
⑥ 国道469号、県道上稲子長貫線	南部町十島～芝川町長貫	120	25

※災害・工事などにより、一時的に規制区間の追加や基準値の変更があります。

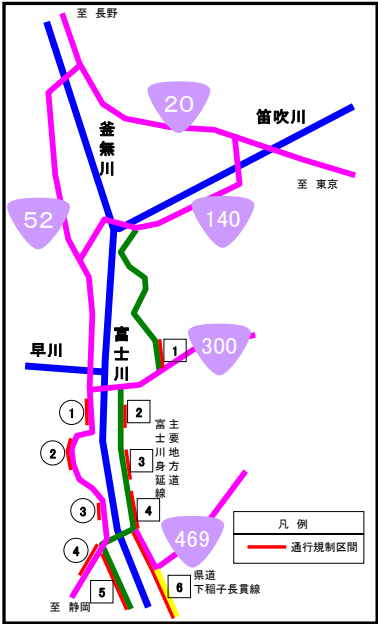


図 - 1.2.4 通行規制区間

(3) 釜無川ブロック

富士橋から武田橋（山梨県韮崎市）までの釜無川及び釜無川合流点から JR 身延線橋梁（山梨県市川三郷町大塚及び中央市大田和）までの笛吹川を釜無川ブロックと呼ぶ。本ブロックにおける釜無川の河床勾配は、上流部の約 1/100～1/400 から三郡西橋下流で約 1/900 程度に変化し、下流部は天井川となっている。また、笛吹川の河床勾配は約 1/1,100 である。釜無川左岸側には県庁所在地の甲府市を中心とする市街地を擁する甲府盆地が広がっている。

釜無川については、堤防断面は概ね確保されているが、急流河川であることから小規模な洪水においても堤防及び河岸を急激に洗掘する流れが生じやすく、万一破堤に至った場合には天井川となっている甲府盆地南西部において甚大な被害が想定されるため、堤体及び堤脚部の侵食防止対策が必要である。

なお、浸水常襲地帯である南アルプス市東南湖地区の被害軽減を図るために、横川合流点の増穂地区において流下能力の確保を図るため引堤事業を実施している。

本ブロック内の笛吹川については、堤防高及び堤防幅が不足している区間があり、堤防の整備が必要である。

また、急流河川であり、河岸が侵食される災害が繰り返し起きていることと東海地震による被害が懸念されることから、被災時に迅速な災害復旧活動が重要であり、緊急的な復旧活動に供するための拠点整備が必要である。

なお、近年、鳴沢川等において支川沿いの市街化が進んだことにより、住宅等への新たな浸水被害が発生している地区がある。

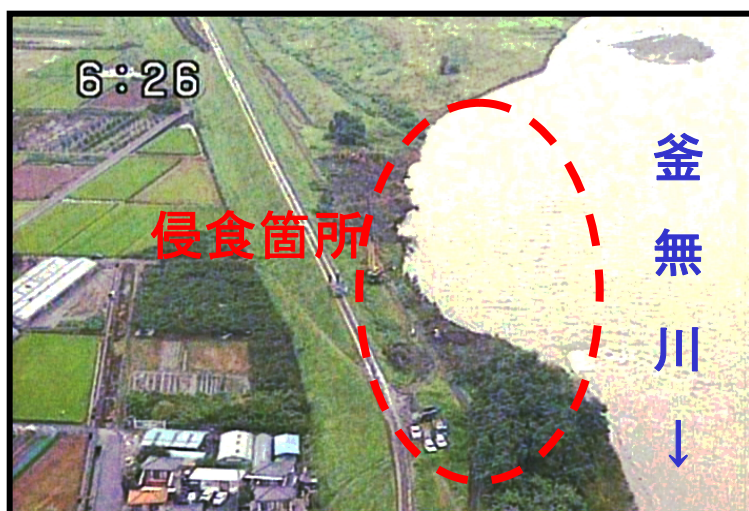


写真-1.2.8 ※平成 15 年 8 月小規模洪水における河岸侵食による被災
＜K114～K116 右岸，南アルプス市浅原＞ 写真提供：テレビ山梨

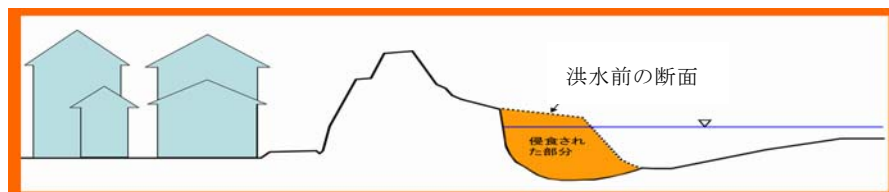


図-1.2.5 侵食被災状況横断図



写真-1.2.9 市川三郷町高田地区(鳴沢川)の浸水状況
＜平成3年9月洪水＞

(4) 笛吹川ブロック

JR 身延線橋梁（山梨県市川三郷町大塚及び中央市大田和）から岩手橋（山梨県山梨市）までの区間を笛吹川ブロックと呼ぶ。笛吹川の河床勾配は、上流部の約 $1/60 \sim 1/150$ から万年橋下流で約 $1/500 \sim 1/1,100$ 程度に変化する。右岸側には県庁所在地の甲府市を中心とする市街地を擁する甲府盆地が広がっている。

笛吹川ブロックにおいて、堤防高不足、無堤箇所及び河道内に土砂堆積している区間があり、堤防整備及び河床掘削等による河積の確保が必要であるとともに洪水による堤体及び堤脚部の侵食対策が必要である。

また、急流河川であり、河岸が侵食される災害が繰り返し起きていることと東海地震による被害が懸念されることから、被災時に迅速な災害復旧活動が重要であり、緊急的な復旧活動に供するための拠点の整備が必要である。

なお、大坪尻川等近年において支川沿いの市街化が進んだことにより、住宅等への新たな浸水被害が発生している地区がある。



写真-1.2.10 笛吹川中流部の堤防断面不足や河床の高い区間
＜河積の確保には築堤、河床掘削が必要＞



写真-1.2.11 笛吹市境川町大坪地区(大坪尻川)の浸水状況（平成 10 年）

第2項 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する現状と

課題

(1) 河川空間利用

富士川大臣管理区間における河川空間の利用と保全に関しては、平成2年に策定された富士川水系河川環境管理基本計画が河川敷利用の基本となっており、多種多様な要望への対応を行っている。

河川区域の占用状況は表-1.2.4に示すように、平成16年度現在で占用地が288.6haであり、主な占有は、公園緑地(44.9%)、運動場(12.3%)といった施設の利用が57.2%、田畑及び採草場が29.3%となっている。

表-1.2.4 富士川河川区域占用状況（平成16年度）

河川名		富士川 (釜無川含む)	笛吹川	塩川	早川	日川	御勅使川	合計	面積比率 (%)
公園及び緑地	件数(件)	19	5	0	0	0	0	24	44.9
	面積(㎡)	1,144,390	150,708	0	0	0	0	1,295,547	
運動場	地方公共団体	件数(件)	14	2	0	2	0	18	11.4
		面積(㎡)	288,481	28,889	0	11,029	0	328,399	
	学校	件数(件)	0	1	1	0	0	2	0.9
		面積(㎡)	0	14,353	11,235	0	0	25,588	
田畑及び採草地	件数(件)	58	18	0	1	0	1	77	29.3
	面積(㎡)	663,654	186,924	0	19,454	0	864	846,808	
滑空場	件数(件)	4	0	0	0	0	0	4	5.4
	面積(㎡)	154,725	0	0	0	0	0	154,725	
その他	件数(件)	26	2	0	1	0	1	30	8.1
	面積(㎡)	207,055	21,148	0	4,003	0	2,694	234,900	
合計	件数(件)	121	27	1	4	0	2	158	100.0
	面積(㎡)	2,458,305	378,383	11,235	34,486	0	3,558	2,885,967	

富士川の年間河川空間利用者総数(平成15年度)は約265万人であり、利用目的別に見ると、散策等が80%と最も多く、次いでスポーツが18%、釣り及び水遊びがそれぞれ1%程度となっている。利用箇所別に見ると全川を通して施設の利用が多く、高水敷がグラウンド等として整備されている河口部並びに歴史的治水施設である信玄堤及び万力林の周辺は年間を通して利用者が特に多くなっている。

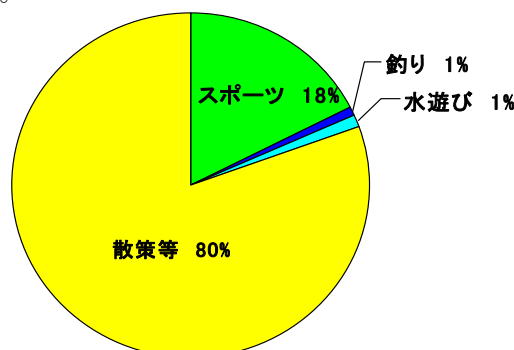


図-1.2.6 富士川の年間河川空間利用者数（平成15年度）

(2) 水利用の現状と課題

① 水利権の現状

富士川流域における水利権量は、平成 17 年 3 月現在、合計 683.7 m^3/s であり、その内訳は発電利用が 76.2%と最も多く、70 箇所の水力発電所で総最大出力約 43 万 kw の電力を供給し周辺各地の電力需要を支えている。次いで農業用水が 20.9%程度で、約 38,000ha に及ぶ耕地のかんがい利用されており、工業用水及び水道用水等としての利用は 3%弱となっている。

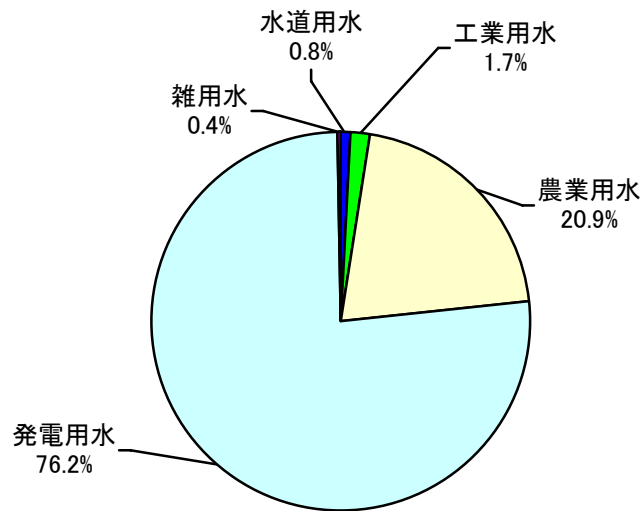


図-1.2.7 富士川流域における水利権最大取水量（合計 683.7 m^3/s ：平成 17 年 3 月現在）

② 発電取水の流域外放流

富士川中下流部では各発電所において、早川や富士川等から取水した水を順次導水管により下流に送りながら発電用水として利用しており、途中の塩之沢堰及び十島堰にはそれぞれ最大 $59.3\text{m}^3/\text{s}$ 、 $75.0\text{m}^3/\text{s}$ の水利権が付与されている。

この発電用水は富士川に戻されることなく駿河湾に直接放流されており富士川中下流部の流量に影響を与えていることから、この区間における適切な河川流量の確保が求められている。

なお、両堰では昭和 58 年より $5.0\text{m}^3/\text{s}$ (3/16～9/30) 及び $3.0\text{m}^3/\text{s}$ (10/1～3/15) の下流放流を実施している。

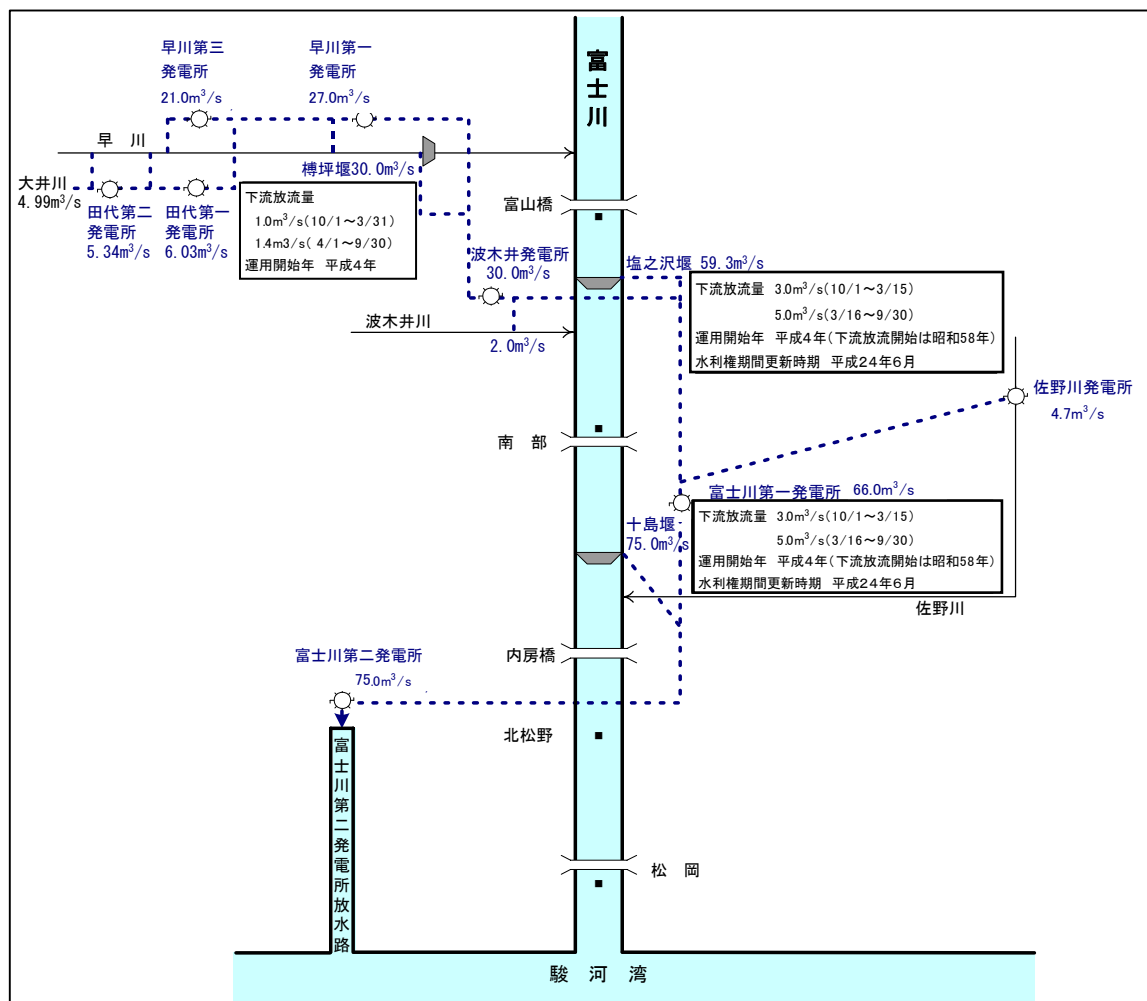


図-1.2.8 富士川中下流部の発電系統模式図

③ 水循環系の変化と地下水の利用

近年における住宅地及び商工業施設等の郊外化による沿川部への市街地拡大、営農構造の変化や用排水路網の整備など、富士川周辺においても土地利用の状況及び河川を取り巻く水循環系に大きな変化が生じている。

また、甲府盆地では水道用水の約 60%、工業用水の約 80%を地下水に依存しており、御勅使川及び釜無川筋から笛吹川筋へ流下する河川水の伏流が地下水の大きな供給源となっている一方で、釜無川の下流部では渇水時の瀬切れによる魚類等生態系への影響が懸念されている。

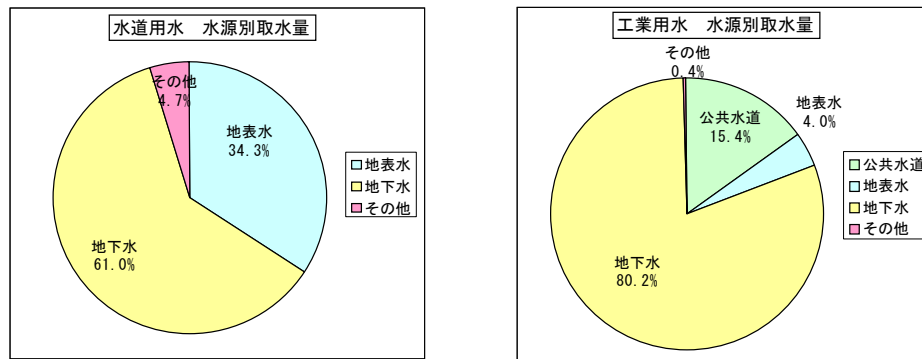


図-1.2.9 甲府盆地における水道用水、工業用水の水源別取水量比率



図-1.2.10 平成8年渇水時における釜無川の瀬切れの状況

④ 水利用の課題

富士川を取り巻く水利用の現状を踏まえ、流水の正常な機能の維持及び適切な水利用を図るため、甲府盆地の地下水流動を考慮し、渇水時における流況、各種用水の取水及び還元、地下水利用の実態を把握する必要がある、各取水及び放流地点下流における適正な河川流量を確保することが求められている。

(3) 水質の現状と課題

水質汚濁にかかわる環境基準の水域類型指定については、富士川及び釜無川が河口から塩川合流点までが A 類型、それより上流が AA 類型であり、笛吹川については全域が A 類型となっているほか、主要支川についてもおおの水域類型の指定がなされている。

平成 16 年の水質は、大臣管理区間で BOD の環境基準値を満足しているが、笛吹川合流点下流の富士橋地点及び笛吹川の三郡東橋地点においては、市街地の下水道未整備地域等から汚濁負荷の高い水が流入してくる影響により年によっては環境基準値を上回っており、今後もさらなる水質の改善が求められている。

水質事故については、平成 14～16 年度において合計 35 件発生しているが、その多くは人為的なミスによると思われる油類や汚濁水等の流出であり、水質事故発生防止に関する啓発と事故発生時の適切な対応が求められている。

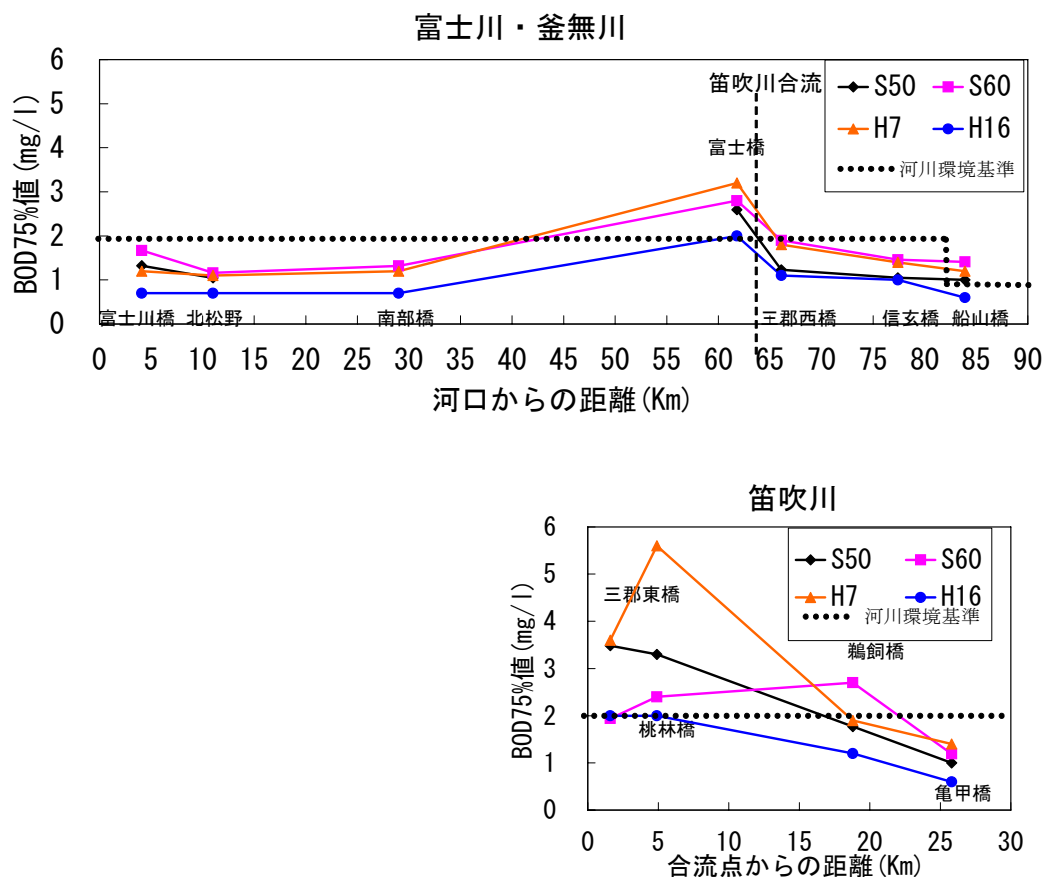


図-1.2.11 富士川、釜無川及び笛吹川の年別水質縦断変化図

第3項 河川環境の現状と課題

(1) 河川環境の現状

富士川は、3,000m級の山々に囲まれた日本を代表する急流河川であり、その河道は蛇行を繰り返す礫河原を呈しており、環境特性に応じた様々な植物や動物がみられる。

富士川は、上下流で環境特性が異なるため、4つの区間に分けて整理をした。各区間の現状は、次のとおりである。

・釜無川区間

武田橋から笛吹川合流点までの釜無川区間では特に下流部に多列砂州が発達し、瀬を主な生息場としているアユや礫質河床を産卵場とするカワヨシノボリ等の魚類、カジカガエルなどの両生類、カワウ、カワセミ、コアジサシ、ガン・カモ類等の鳥類が生息している。河原には砂礫地に生育するカワラヨモギ等のほか、ヤナギ類等の樹林地が広く分布しており、玉石護岸にはクロツバメシジミの食草であるツメレンゲが見られる。また、信玄橋～武田橋間は外来種であるハリエンジュの割合が大臣管理区間の中で最も高い。

・笛吹川区間

岩手橋から天川合流点に至る笛吹川上流区間では、アユ、ウグイ、カワヨシノボリ等の魚類が瀬や淵を産卵場及び生息場としているほか、支川合流部などの流れの緩やかな箇所ではコイ・フナ類、メダカなどの魚類が生息している。鳥類ではコアジサシ、シギ・チドリ類、ガン・カモ類等が礫河原を集団越冬地や繁殖地として利用しており、植物では水際から河原にかけてオギ、ツルヨシ、ヤナギ類等が繁茂しているほか、玉石護岸にはツメレンゲが見られる。

天川合流点から下流の笛吹川下流区間では、ウグイを除き笛吹川上流区間と同様の魚類が生息している。鳥類ではコアジサシ、ガン・カモ類等のほか、水際の樹林をアオサギやカワウが繁殖地として利用しており、水際部にはヨシ等の抽水植物、湿地にはミゾコウジュが自生している。

・富士川中流区間

禹之瀬から雁堤に至る富士川中流区間は、途中、早川を合わせ、急峻な山地の間を縫うように蛇行を繰り返し流下しており、連続する瀬や淵等には、瀬を産卵場とするアユ、ウグイ等の魚類やカジカガエル等の両生類、崖を巣とするカワセミ、チョウゲンボウ等の鳥類が生息している。河畔にはヤナギ、コナラ、ケヤキ等の樹林が広く分布し、河原にはオギ、ススキ、カワラヨモギ等の群落がみられるほか、玉石護岸にはツメレンゲもみられ、オオムラサキ、クロツバメシジミ等の蝶類も確認されている。

・富士川下流区間

雁堤から河口までの富士川下流区間は、河口部で約2,000mに及ぶ広大な川幅を有し、低水路部は多列砂州を形成するとともに、砂礫地、海浜性砂丘、干潟や湿地等の多様な環境が見られ、砂礫地を繁殖場として利用するコアジサシ、干潟を餌場とするシギ・チドリ類や水際の樹林地を集団分布地及び越冬地として利用するカワウ、ガン・カモ類等多くの鳥類が生息するほか、河原や干潟、湿地にはススキ、オギ、マコモ、ヨシ等が群生している。また、魚類ではウナギ、カマキリ、シロウオ等の回遊性魚類が生息している。

前記の各区分で確認された種のうち注目すべき特定種としては、魚類ではシロウオ、カマキリ、メダカ、昆虫ではオオムラサキ、クロツバメシジミ、両生類ではカジカガエル、鳥類ではカワセミ、カワウ、コアジサシ、チョウゲンボウ、植物ではツメレンゲ、ミゾコウジュ、タコノアシがあげられるほか、環境省により「万沢のサツキ・シラン」が特定植物群落として指定されている。

また、近年、富士川各地でハリエンジュ、アレチウリ、オオキンケイギク、ムシトリナデシコ等帰化植物の群落や魚類ではブルーギル等の外来種が目立つ状況となっている。

表－1.2.5 富士川の河川環境を特徴づける生物と富士川の河川環境とのかかわり

視点	河川環境を特徴づける種		富士川河川環境とのかかわり
典型性	魚類	<u>アユ</u> 、 <u>シロウオ</u> 、 <u>コイ</u> 、 <u>フナ類</u> （ギンブナ、キンブナ）、 <u>ウグイ</u> 、 <u>カジカ</u> 、 <u>カワヨシノボリ</u> 、 <u>メダカ</u>	・富士川を主要な繁殖場及び産卵場、ねぐらとして利用している種 ・餌場、休息場等の一時的な利用において、富士川の河川環境への依存度が高いと考えられる種 ・富士川における生息、生育範囲が大きいと考えられる種
	植物	<u>オギ</u> 、 <u>ヨシ</u> 、 <u>ツルヨシ</u> 、 <u>カワラヨモギ</u> 、 <u>ヤナギ類</u> （ <u>カワヤナギ</u> 等）、 <u>ツメレンゲ</u> 、 <u>ミゾコウジュ</u> 、 <u>タコノアシ</u> 、 <u>サツキ</u> 、 <u>ハマゴウ</u> 、 <u>マコモ</u> 、 <u>コナラ</u> 、 <u>エノキ</u> 、 <u>ケヤキ</u>	
	鳥類	<u>カワウ</u> 、 <u>カワセミ</u> 、 <u>コガモ</u> 、 <u>トモエガモ</u> 、 <u>ホウロクシギ</u> 、 <u>オオジシギ</u> 、 <u>チュウサギ</u> 、 <u>アジサシ</u> 、 <u>コアジサシ</u> 、 <u>シロチドリ</u> 、 <u>カンムリカイツブリ</u>	
	両爬哺	<u>カジカガエル</u> 、 <u>カヤネズミ</u>	
	昆虫	<u>オオムラサキ</u> 、 <u>クロツバメシジミ</u> 、 <u>ミヤマシジミ</u> 、 <u>シルビアシジミ</u>	
上位性	鳥類	<u>チュウヒ</u> 、 <u>ハヤブサ</u> 、 <u>ミサゴ</u> 、 <u>ハイタカ</u> 、 <u>チョウゲンボウ</u>	・富士川の河川環境を主要な生息場としている種の中で、猛禽類として富士川における食物連鎖の頂点に位置していると考えられる種
移動性	魚類	<u>アユ</u> 、 <u>カマキリ</u> 、 <u>ウグイ</u> 、 <u>ウナギ</u> 、 <u>アマゴ</u> 、 <u>サツキマス</u>	・広範囲に分布し、遡上及び降下の過程で連続した水域が必要であると考えられる種
特殊性	植物	<u>キンガヤツリ</u> 、 <u>シラン</u>	・典型性では把握し難い特殊な湧水や限られた場所に生息生育する種

※ 平成6年度～16年度河川水辺の国勢調査による。

※ 下線付の種名は特定種を示す。

表－1.2.6 富士川で確認された特定種の種類数

	植 物	魚介類	鳥 類	両生類	爬虫類	哺乳類	底生動物	陸上昆虫
確認種類数	38 種	9 種	80 種	3 種	3 種	1 種	7 種	41 種

※1 平成6年度～16年度までの河川水辺の国勢調査確認種

※2 特定種はレッドデータブック、レッドリスト（環境省）選定種、「山梨県レッドデータブック 山梨県の絶滅のおそれのある野生生物」、「まもりたい静岡県の野生生物-県版レッドデータブック-」、天然記念物指定種等の学術上または希少性の観点からの重要な種



写真-1.2.12 コアジサシの集団分布地



写真-1.2.13 回遊性魚類のシロウオ



写真-1.2.14 崖地の斜面上に自生するサツキ
(特定植物群落)

出典：フィールド総合図鑑 川の生物
(財)リバーフロント整備センター編 山海堂



写真-1.2.15 エノキを食樹木とするオオムラサキ

出典：フィールド総合図鑑 川の生物
(財)リバーフロント整備センター編 山海堂



写真-1.2.16 堤防の玉石護岸に自生する
ツメレンゲ



写真-1.2.17 ツメレンゲを食草とする
クロツバメシジミ

出典：フィールド総合図鑑 川の生物
(財)リバーフロント整備センター編 山海堂



写真-1.2.18 回遊性魚類のカマキリ

※下線付の種名は特定種を示す。



写真-1.2.19 緩流域や止水域に生育するメダカ

(2) 河川環境の課題

富士川の河川環境の現状を踏まえ、河川環境の保全と整備に関する課題をあげると次のとおりである。

① 多様な自然環境への影響

富士川は多量の土砂生産を伴う脆弱な山地を擁するとともに大臣管理区間の平均河床勾配が 1/240 の急流河川であることから土砂の堆積や洗掘が著しく、滞筋が変動しやすい砂礫河道が河口までつらなっており、その植生は洪水による流失と回復及び繁茂を繰り返している。こうして形成された砂礫地、湿地、樹林地、瀬、淵及び崖地等は、多種多様な動植物の生息、生育環境となっていることから、河川の整備や維持、管理にあたっては自然環境の保全について十分に考慮する必要がある。

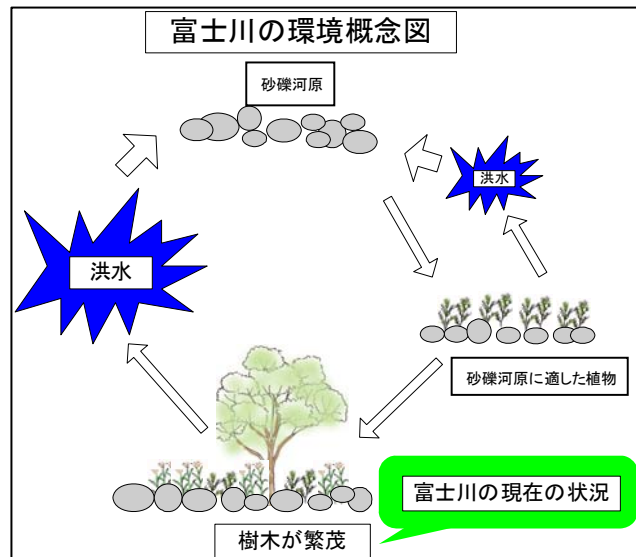


図-1.2.12 富士川の水環境概念図

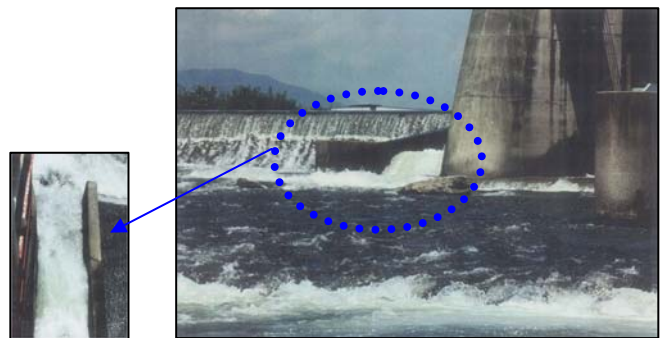
② 生息及び生育環境の連続性の阻害及び外来種の影響

河道内には河床の安定を図るための床固工や取水堰等の河川横断施設が河口から上流まで点在しているが、魚道が設置されていない箇所や設置されていても十分に機能していない箇所があり魚類等の移動を阻害していることから、その改善が求められている。

あわせて、富士川においては近年、植物や魚類等で外来種が多く見られるようになってきており、在来種への影響が懸念されている。

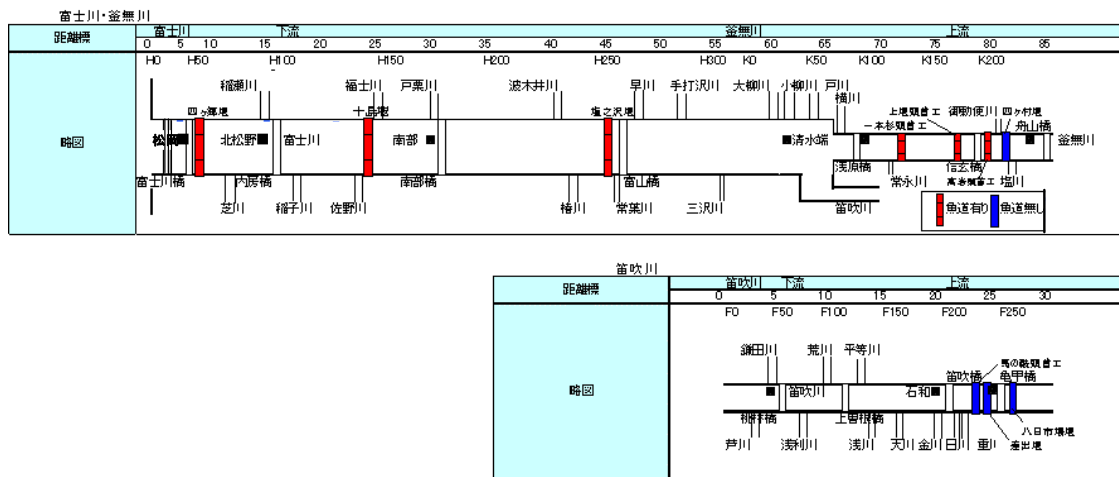


＜堰に魚道が設置されていないため、魚類が遡上できない箇所もある。＞



＜堰に魚道設置された魚道は、流れが速く気泡の混入も多く、魚類が遡上しにくい。＞

写真-1.2.20 魚道が設置されていない箇所や十分に機能していない箇所の例



図－1.2.13 河川横断施設の位置図

表－1.2.7 ハリエンジュ（外来種）繁茂面積変動状況

(単位：ha)

	富士川下流部 (河口～7km)	富士川中流部 (8～62km)	釜無川 (63～85km)	釜吹川 (合流点～28km)	合計
平成 7 年調査	2.90	16.47	17.95	5.25	42.57
平成 13 年調査	1.53	56.73	47.25	13.14	118.65
繁茂面積増減	-1.37	40.26	29.30	7.89	76.08
増減比(H13/H7)	0.53	3.44	2.63	2.50	2.79

※河川水辺の国勢調査結果による

③自然豊かな富士川へのアクセスの不足

富士川は河岸侵食及び河床洗掘の激しい急流河川であり、良好な景観を随所に有するものの堤防防護のため古くから傾斜のきつい玉石護岸が多く用いられているとともに中流の山付き部においては河岸が急勾配になっていることから、河川敷の利用や水辺へのアクセスが制限されてきた。こうした状況に対し、既存施設に対する親水性及び利便性向上を求める意見及び富士川の自然とよりふれあいたいとする要望の高まりから、人々が川とふれあい親しめるため、水辺へのアクセスの改善が求められている。

第4項 河川の維持管理の現状と課題

(1) 河川管理情報の高度化、効率化

富士川は、河川勾配が急で流出が早く、特に洪水時にはすみやかな洪水警戒体制の確保が必要であることから、河川管理情報の高度化、情報伝達の効率化が必要である。

渇水及び洪水時等における河川水位及び流量の監視、交通途絶時における樋管等の遠隔操作等を目的として設置している光ファイバー及び空間監視用カメラの整備状況はそれぞれ約150km及び57箇所である（平成17年3月現在）。

(2) 総合的な土砂管理

富士川は流域の西側を糸魚川～静岡構造線が走り、その地盤は脆弱である。このため、流域の支川や溪流等では土石流などの土砂災害が発生しており、また流出土砂が多いために、甲府盆地南西部や河口部付近では天井川となっている。その一方で、急流で河岸侵食や河床洗掘が激しいことから破堤を生じやすく、天井川区間で破堤が生じた場合には、甚大な被害を生ずるおそれがあることから災害の発生防止、及び災害発生時の迅速かつ適切な対応が望まれている。また、昭和40～50年代においては河床の低下が著しかったが昭和60年代以降は比較的安定している。しかしながら、局所的には洪水により堆積が生じやすい一方で、河口部においては海岸侵食が進行しているなどの状況を踏まえ、土砂の流出及び堆積機構の解明並びにこれらへの総合的な対策が求められている。



写真－1.2.21 堤防洗掘状況
＜昭和57年8月 身延町波木井地先＞



写真－1.2.22 富士海岸（蒲原）の汀線変化の状況
＜赤色の破線は昭和22年の海岸線を示し、最大340m後退している。＞

(3) 河道内樹木、堆積土砂の管理

釜無川及び笛吹川においては、中州等でのハリエンジュやヤナギ類の繁茂により、洪水時の流下能力が低下している区間が生じているとともに、繁殖力の強い外来種であるハリエンジュの繁茂によって、富士川本来の動植物の生息、生育環境や景観が失われる懸念があることから、河道内樹木の適切な維持管理が求められている。

また、土砂の堆積が著しい区間においても、洪水時の流下能力が低下しており、堆積土砂の撤去等による適切な治水機能の維持が必要である。



写真－1.2.23 笛吹川の河道内樹木（笛吹市）



写真－1.2.24 釜無川の河道内樹木（韮崎市）

(4) 河川管理施設等の維持保全

急流である富士川は、河岸侵食及び河床洗掘が激しいことから堤防の破堤防止には特に留意し、定期的に巡視、点検するとともに侵食箇所等については河岸防御の重要度に応じた適切な対策を行う必要がある。この他、樋門及び樋管 50 箇所、排水機場 5 箇所、床固工、水制、河川管理用通路及び河口部高潮堤等の河川管理施設についても洪水時に十分な機能を発揮するように適切な維持管理が必要である。



<堤防の破損>



<排水機場の維持修繕>
(写真は穂池排水機場)



<護岸の破損>



<堤防天端不陸>

写真－1.2.25 河川管理施設等の維持、修繕

また、河川管理施設以外に各事業者等が設置している施設及び工作物(以下、「許可工作物」という)は、橋梁 88 橋、樋管及び樋門 53 箇所、堰 11 箇所となっている。

(5) 洪水及び高潮対策の活動支援、洪水情報伝達

洪水及び高潮時の対応としては、洪水による被害の防止または軽減に向けた迅速な水防活動ができるようにすることが重要であり、沿川自治体、関係機関への河川情報の提供及び水防活動の支援体制づくりの強化が必要である。

特に富士川中流部においては、一旦豪雨となると富士川と平行する国道 52 号や主要地方道が雨量規制によって通行止めになるなど河川巡視の支障となることから、洪水の状況及び河川管理施設等の被災状況等についての監視体制の確保が必要である。

(6) 水害の防止及び広域防災機能の維持

水害防備保安林に指定されている万力林及び信玄堤の樹林帯は、破堤抑制または破堤時に土砂を沈殿堆積させることによる被害軽減機能を有していることから、その維持保全に努めることが望まれる。また、霞堤は上流の氾濫水や支川の洪水をすみやかに本川に流出させる機能や堤内地を二重に守る機能とともに昭和 34 年 8 月洪水や昭和 57 年 8 月洪水と同規模の洪水に対し、下流への流出量を緩和する機能など、洪水時の被害軽減や安全性向上の役割を果たしていることから、その保全に努める必要がある。

あわせて、富士川流域は、流域のほとんどが東海地震に係る地震防災対策強化地域として指定されており、富士川の整備及び管理にあたっては、地震時における広域的な防災機能を確保する取り組みが求められている。

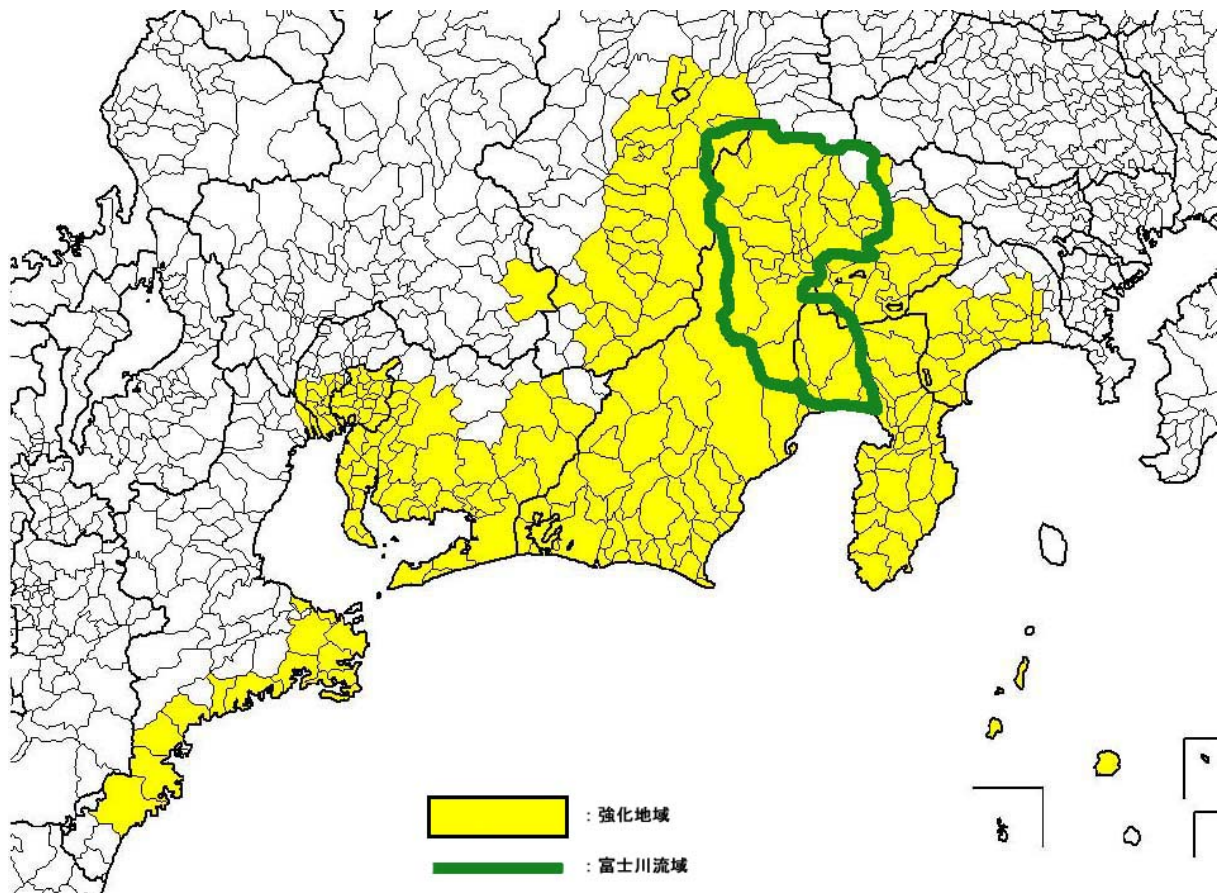


図-1.2.14 東海地震に係る地震防災対策強化地域

(7) 秩序ある利用形態、河川美化

富士川の河川区域内の占有は農地のほか、公園や運動場、グライダー滑空場等オープンスペースとして河川敷の空間を利用したものが多く、また、河川の一時使用として、祭り、花火大会等の伝統行事及びイベント等が行われている。これらの利用に際しては、他の河川利用との整合を図るとともに、不法占有等の不法行為の是正を図り、秩序ある利用を推進することが求められている。



写真－1.2.26 富士川の河川敷に捨てられたゴミ



写真－1.2.27 地域と連携した河川美化活動（流域一斉清掃）

(8) 人と川のふれあい機能、河川環境、河川景観、文化育成機能等の維持

河川空間は、様々なイベント等を通じた人と川、人と人のふれあいを提供する機能を有しており、その機能の維持増進に努めていくことが望まれるとともに、富士川には、富士川 25 選等の景勝地をはじめ、河川敷を舞台として行われる様々な祭事、多くの詩人や文人の詩情が今も伝わる笛吹川の差出の磯など地域の伝統文化を将来に伝えていく役割を有する河川空間が数多くあることから、こうした河川空間の維持保全に努めることが望まれる。

また、富士川には信玄堤、万力林、雁堤等、先人達と洪水との戦いを物語る治水施設があり、これらの歴史的治水施設についても後世に継承することが望まれている。

表－1.2.8 富士川で開催されている主なイベント

名 称	開催地	概 要
夏の武田の里祭り花火大会	韮崎市	釜無川河川公園で行われる夏の花火大会。
御幸祭	甲斐市	毎年4月15日に笛吹市一宮町の浅間神社等から信玄堤のある三社神社まで神輿巡行するお祭りで、治水の重要性を周知させるために行われている。（水防祭り）
南アルプス市ふるさとまつり「釜無川下り」	南アルプス市	ふるさとまつりの一環として、行われるイカダ下り。
甲州凧上げまつり	南アルプス市	毎年みどりの日に釜無川河川敷で行われる手づくり甲州凧の凧上げ大会。
万葉うたまつりとホテル鑑賞会	山梨市	毎年6月中旬に万力公園で開催される行事。
川中島合戦戦国絵巻	笛吹市	春の桃の花まつりで行われる。武田、上杉両軍の合戦を笛吹川河川敷で実施。
いさわ鶴飼（徒歩鶴）	笛吹市	毎年夏の石和温泉郷の夏の風物詩。鶴匠が笛吹川に入り鶴を操る古式豊かな漁法。
神明の花火大会	市川三郷町	かつて紙工「甚左衛門」の命日を「神明社」の祭礼日として花火を打ち上げていました。この花火を、平成元年より「神明の花火大会」として行っています。
南部の火祭り	南部町	盆の送り火、川供養などとして行われていた儀式であり、稲を病虫害から守る行事も兼ねている。投げ松明、灯籠流し、 ^{ひやくはっ} 百人たい、大松明の4つの行事からなる。
川勧請	芝川町	仏の霊を祈るお盆行事。灯籠流しの一種で、藁に縄を巻いて丸く作り、その中に十文字を入れて中心にろうソクを立てる。
投げ松明	富士川町	川供養の行事として毎年8月のお盆に木島地区と北松野地区で行われる。
かりがね祭り	富士市	富士川の氾濫を治めた先人達の偉業をたたえとともに、市民の河川愛護意識高揚を図るイベント。

(9) 流域交流、連携の活動支援

富士川及び地域の個性にあった川づくりを進めるにあたっては、治水、利水、環境、利用の各分野にわたり、各自治体、地域及び市民等の要望を的確に把握するとともに、計画から管理に至る全ての面で相互の協働によるハード及びソフトの両面からの対応を円滑に行うことが不可欠であることから、行政と流域住民との連携及び交流が重要であり、一層の充実が望まれる。

第 3 節 河川整備計画の目標

本河川整備計画は、平成 15 年 2 月に策定された富士川水系河川整備基本方針に沿って、河川法第 16 条の 2 に基づき、富士川水系の大臣管理区間における河川整備に関する事項を定める。

第 1 項 計画対象区間及び計画対象期間

(1) 計画対象区間

本河川整備計画の対象区間は、富士川水系の大臣管理区間とする。

表－1.3.1 大臣管理区間

(単位：km)

河川名	上 流 端	下流端	延長
富士川 (釜無川)	(左岸) 韮崎市韮崎町水神一ッ柳 4755 番地先 (右岸) 韮崎市神山町鍋山河原 218 の 104 番地先 (武田橋)	河口	85.0
早川	(左岸) 山梨県南巨摩郡身延町遅沢 2347 の 1 番地先 (右岸) 山梨県南巨摩郡身延町栗倉字蟹沢 818 番地先 (旧早川橋)	富士川合流点	3.0
御勅使川	(左岸) 韮崎市竜岡町下条南割西原 302 番地先 (右岸) 南アルプス市六科 448 の 1 番地先 (御勅使川)	富士川合流点	1.8
塩川	(左岸) 甲斐市宇津谷 5572 の 4 番地先 (右岸) 韮崎市韮崎町中島字常満 3286 番地先 (塩川橋)	富士川合流点	1.0
笛吹川	(左岸) 山梨市七日市場字上川窪 1231 番地先 (右岸) 山梨市東字溝堂口 89 番地先 (岩手橋)	富士川合流点	28.0
日川	(左岸) 笛吹市一宮町大字田中宇山ノ神 132 の 5 番地先 (右岸) 山梨市一丁田中宇宮腰 259 の 1 番地先 (日川橋)	笛吹川合流点	1.0
重川	(左岸) 山梨市一丁田中宇北河原 813 の 5 番地 (右岸) 山梨市下石森字雲林 584 の 2 番地先 (重川橋)	笛吹川合流点	1.5
蛭沢川	(左岸) 甲府市小曲町沼向 1018 の 2 番地 (右岸) 甲府市小曲町沼向 1018 の 1 番地先	笛吹川合流点	0.3
五割川	(左岸) 甲府市小曲町下五割 1082 の 1 番地先 (右岸) 甲府市西下条町字川代 1421 の 1 番地先	蛭沢川合流点	0.1
濁川	(左岸) 甲府市小曲町沼向 1018 の 2 番地先 (右岸) 甲府市小曲町沼向 1018 の 2 番地先	笛吹川合流点	0.4
計			122.1

(2) 計画対象期間

本河川整備計画の対象期間は、概ね 30 年間とする。

なお、河川の整備状況、流域の社会状況、自然状況等の変化並びに新たな知見及び技術の進捗等により対象期間内であっても必要に応じて本河川整備計画の見直しを行う。

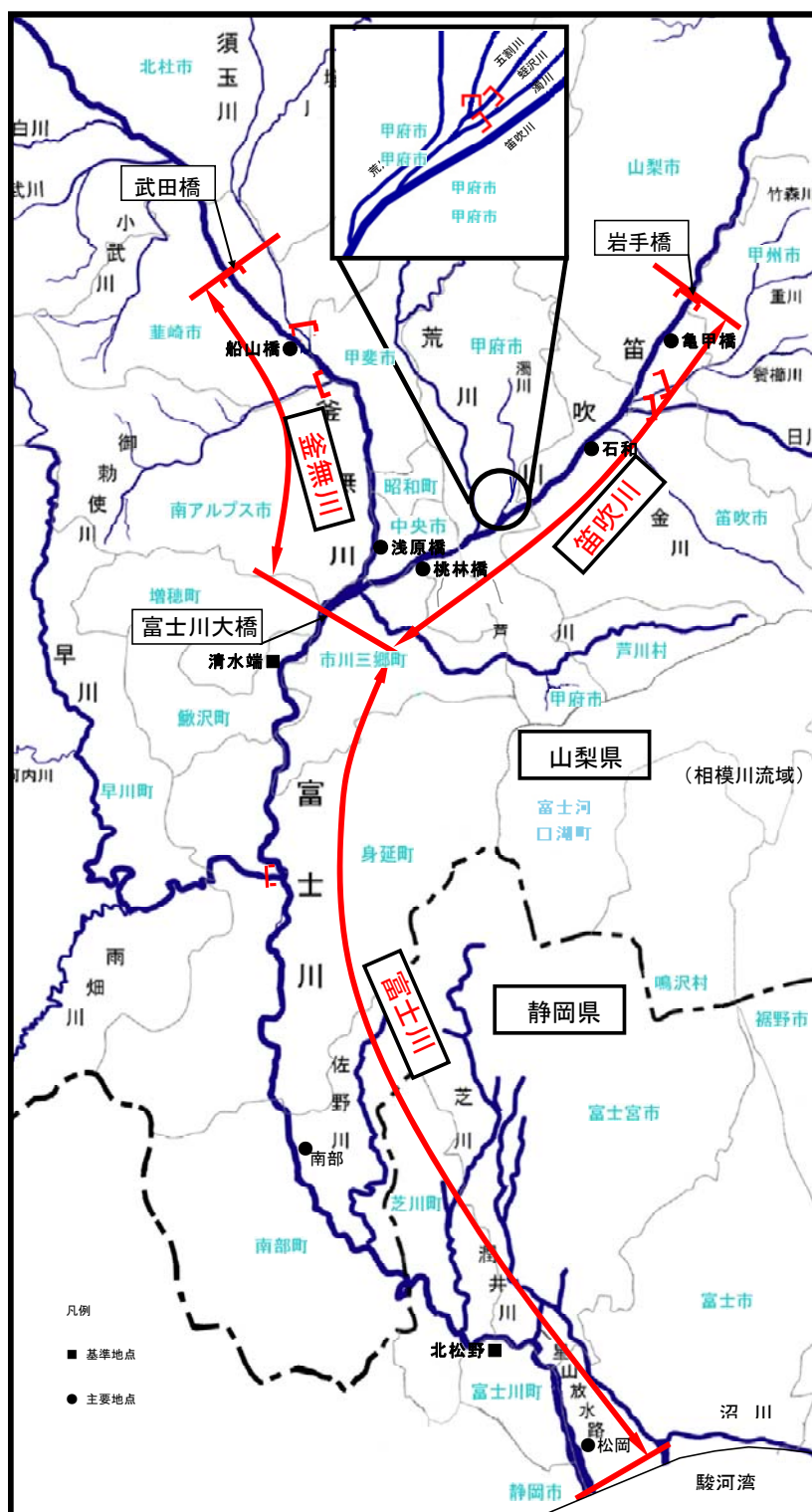


図 - 1.3.1 計画対象区間位置図

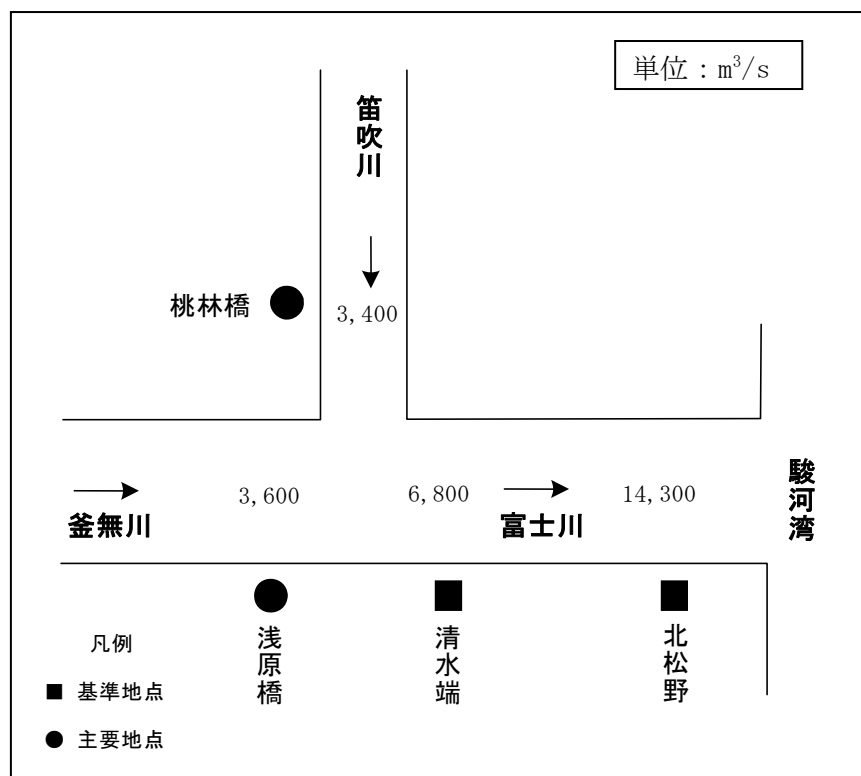
第2項 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する目標

洪水による災害の発生防止及び軽減に関しては 戦後最大規模の洪水（富士川及び釜無川については昭和57年8月洪水、笛吹川については昭和34年8月洪水）を安全に流下させることとし、現在の富士川の河川整備状況、富士川水系河川整備基本方針で定めた目標に向けた段階的な整備の実現性及び上下流、本支川バランス等について総合的に勘案した結果、清水端 6,800 m^3/s 、北松野 14,300 m^3/s を整備計画目標流量とする。

このため、築堤や河床掘削による河道の整備を実施するとともに堤防の安全性の向上を図る。さらに、中流部については、地形特性を考慮のうえ、築堤または宅地嵩上げ等の整備を行う。あわせて、近年頻発している内水被害に対し、関係機関と調整のうえ、ソフト対策も併せて内水対策の検討する。

あわせて、施設能力以上の洪水が発生した場合において、被害を極力軽減できるよう洪水ハザードマップ作成支援などのソフト対策を行っていく。

さらに、水害に限らず東海地震等を含む災害発生時の円滑な災害対策活動を支援する拠点の整備を行う。



図ー1.3.2 主要な地点における整備計画目標流量

第3項 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、これらが適正な状況となるよう対処する。さらに、渇水等の被害を最小限に抑えるため、情報提供や情報伝達体制の整備及び利水者相互間の水融通を円滑に行えるようにする。

また、水質が概ね良好な水域については水質の維持を図るとともに、環境基準を満足していない水域については水質の改善を図る。

第4項 河川環境の整備と保全に関する目標

河川環境の整備と保全に関しては、多種多様な生物の生息、生育環境となっている富士川の環境特性の実態と変遷について把握し、生物の生息、生育環境の保全、在来種や貴重な種の群落等の保護、保全に努める。なお、河川整備にあたっては、砂礫地、樹林地、河口の干潟、湿地環境等の保全について十分考慮するとともに、生物の移動経路及び中継地点となる一群の自然地の保全により生息及び生育環境の連続性の確保に努める。

あわせて貴重なオープンスペースである水辺空間や河川敷利用への多様な要望に対し、歴史や文化、自然環境等の地域特性を踏まえ、誰もが川とふれあい親しめる場及び水辺の散歩道等の整備を行う。

第2章 河川の整備の実施に関する事項

第1節 河川の整備の基本的な考え方

河川の整備にあたっては、「洪水、高潮等による災害の発生防止」、「河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持」、「河川環境の整備と保全」というそれぞれの目的が調和しながら達成されるよう以下の考えを考慮して、総合的な視点で推進する。

第1項 対象洪水に対する流下能力の確保

大臣管理区間全川において戦後最大規模の洪水を安全に流下させることができる河道断面を確保するものとする。その際には、治水効果の早期発現が可能となるように重点的な整備を行うとともに、その手法についても土地利用の状況等を考慮した多様な対策を選択していく。

第2項 堤防の安全性の確保

河岸の侵食や河床洗掘に起因する破堤による甚大な被害の発生を防止する観点から、護岸未整備箇所について計画的な整備を実施する。さらに、急流河川としての特性を踏まえ、対策実施時点までに蓄積された施設の被災事例の分析及び評価を行いつつ、新たな河岸及び堤防防護工法の検討に努め、順次対策に反映していくものとする。

また、浸透に対して、堤防の安全性が不足し、対策が必要となる区間がある場合は、浸透対策を実施していく。

第3項 関係機関及び地域との連携及び協働

流域の豊かな自然環境、地域風土及び文化を踏まえ、魅力的で活力あふれる地域づくりの軸となる富士川とするため、沿川の自治体が立案する地域計画との連携及び調整を図りつつ、地域住民との対話を進め、地域住民による川づくり活動との連携及び支援を促進し、地域住民及び関係機関等との協働による河川整備を推進する。

また、地域住民が自主的に行う河川利用や河川管理への幅広い参画等への支援及び関係機関等との連携の強化により、自然豊かな河川環境を保全するとともに、河川を利用した総合的な学習の場の提供及び河川愛護思想の普及、啓発に努める。

第2節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設等の機能の概要

第1項 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

災害の発生の防止又は軽減のための河川整備については、流域の社会情勢、気候の変化を踏まえた流域と河道の継続的なモニタリングを実施し、その結果を踏まえて要対策箇所や対処方策を見直しつつ実施するものとし、河川工事を行う場合には、関係機関と調整を行うと共に、河道内における動植物の多様な生息、生育環境の保全について十分に考慮し対策を行う。

また、全国有数の急流河川である富士川の河道特性や過去に実施してきた伝統的治水工法の効果等を視野に入れ、新たな対策工法の検討に努め、順次実施していく。



写真-2.2.1 信玄堤の聖牛及び出し（釜無川）
（急流河川の伝統的治水工法）

(1) 富士川下流ブロック

① 広域防災対策

本ブロックにおいては、水防活動及び洪水、高潮や地震時等の被災時における堤防等河川管理施設の復旧活動を支援する防災拠点を関係自治体と連携を図りつつ整備する。また、洪水及び東海地震等の災害時における緊急的な輸送路となる緊急用河川敷道路の整備を河川環境の保全について十分考慮しつつ行うとともに、それが災害時に有効に活用されるように市町村等の地域防災計画等との整合を図る。

さらに、災害時において資材運搬車両や緊急車両等が効率的に通行できるよう車両交換場所等の整備を進めるとともに、航空輸送を行うためのヘリポート等陸上輸送の代替手段確保のための施設整備を実施する。

表-2.2.1 広域防災対策に係わる主要な河川工事の種類、施行の場所、
設置される河川管理施設等の機能等（富士川下流ブロック）

工事の種類	施行の場所	設置（改築、撤去）される河川管理施設等		摘要
		施設の種類	機能の概要	
河川防災ステーション	・河口から山梨県境までの区間に1箇所	水防作業ヤード 備蓄資材 車両交換場所 ヘリポート	洪水、高潮及び地震時等の被災時における復旧活動支援	施行の場所等については、地域住民並びに自治体等との調整を図る。
緊急用河川敷道路	・富士川左岸河口～雁堤付近（富士市） ・富士川右岸河口～富士川橋付近（合計約8,000m）	緊急用河川敷道路	洪水、地震時の被災時における緊急輸送路の確保	

※今後の災害の発生や調査結果等により新たな河川工事が必要となる場合がある。

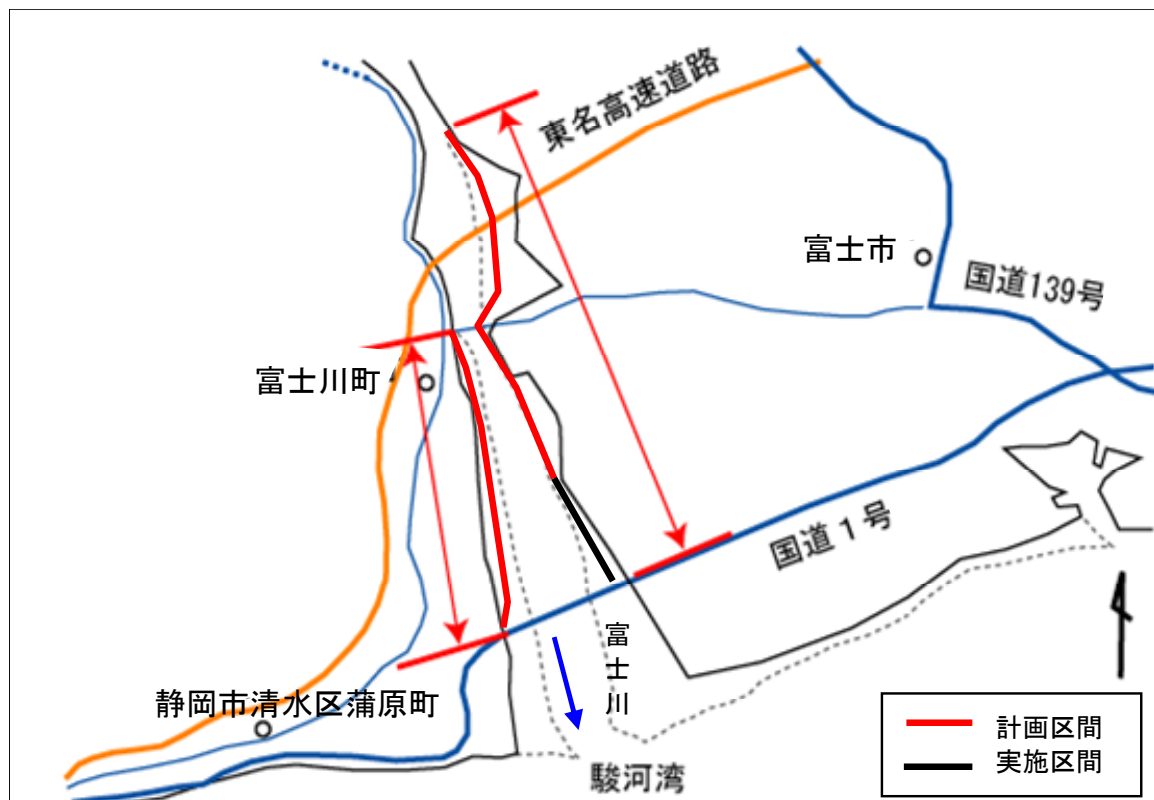


図-2.2.1 緊急用河川敷道路の整備区間

② 情報網の整備

光ファイバー等を用いた情報通信網を整備し、荒天等による交通途絶時においても河川の管理に必要な水位、雨量等の水文データ、画像情報の収集及び緊急時の河川管理施設の遠隔操作を可能にするとともに、高度情報機器を配備し各防災機関及び沿川自治体等との双方向の情報交換も含めた情報の収集及び提供体制を充実させる。

(2) 富士川中流ブロック

①浸水防止対策

昭和57年8月洪水等により家屋等の浸水被害のあった地区を優先的に整備を実施していく。
 なお、その際には地形を考慮のうえ、築堤や宅地嵩上げ等多様な手段を組み合わせ、地区特性を考慮しつつ、地域住民や自治体等との調整を図ることとする。

表-2.2.2 浸水防止対策に係わる主要な河川工事の種類、施行の場所、
 設置される河川管理施設等の機能等 （富士川中流ブロック）

工事の種類	施行の場所	設置（改築、撤去）される 河川管理施設等		摘要
		施設の種類	機能の概要	
築堤	南部町 福士	堤防	浸水防止	
	身延町 大野			事業実施中
	市川三郷町 岩間			事業実施中
築堤または 宅地嵩上げ	鰍沢町 鬼島	堤防、護岸		
	身延町 手打沢			
	身延町 切石			
	身延町 宮木			
	身延町 飯富			

※今後の災害の発生や調査結果等により新たな河川工事が必要となる場合がある。

斜め写真



浸水エリア



昭和57年浸水状況 床上浸水：39戸、床下浸水：5戸、浸水面積：10,000㎡



宅地嵩上げ方式（横断図）

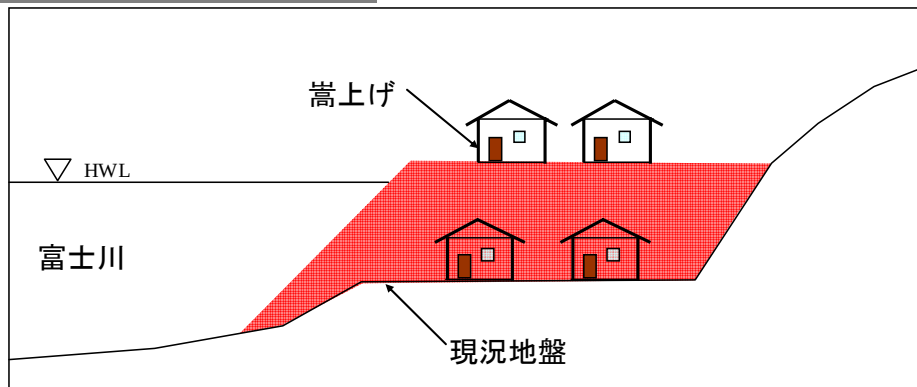


図-2.2.2 浸水防止対策の例（宅地嵩上げ方式：鰺沢町白子地区）

② 河道断面の確保対策

整備計画の目標流量に比較して流下能力の不足している区間の対策として、河床掘削により河道断面の確保を図る。

表-2. 2. 3 河道断面の確保対策に係わる主要な河川工事の種類、施行の場所、設置される河川管理施設等の機能等 （富士川中流ブロック）

工事の種類	施行の場所	設置（改築、撤去）される河川管理施設等		摘要
		施設の種類	機能の概要	
河床掘削	十島堰上流区間		河道断面の確保	

※今後の災害の発生や調査結果等により新たな河川工事が必要となる場合がある。

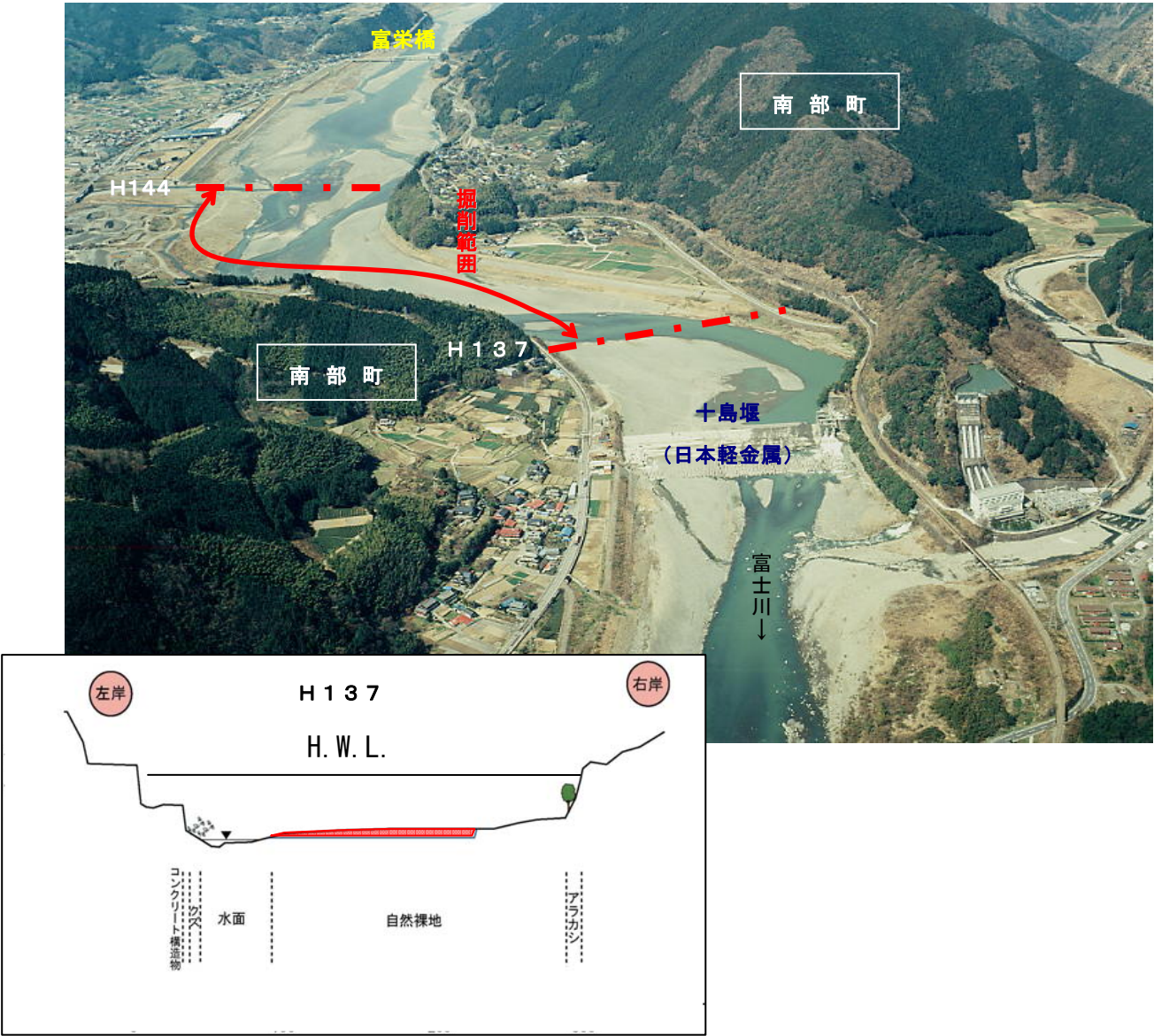


図-2. 2. 3 十島堰上流区間河床掘削

③ 広域防災対策

水防活動及び洪水や地震時等の被災時における堤防等河川管理施設の復旧活動を支援する防災拠点を関係自治体と連携を図りつつ整備する。

さらに、災害時において資材運搬車両や緊急車両等が効率的に通行できるよう車両交換場所等の整備を進めるとともに、航空輸送を行うためのヘリポート等陸上輸送の代替手段確保のための施設整備を実施する。

表-2.2.4 広域防災対策に係わる主要な河川工事の種類、施行の場所、
設置される河川管理施設等の機能等（富士川中流ブロック）

工事の種類	施行の場所	設置（改築、撤去）される 河川管理施設等		摘要
		施設の種類	機能の概要	
河川防災ステーション	山梨静岡県境～富士橋までの間に1箇所整備する。	水防作業ヤード 備蓄資材 車両交換場所 ヘリポート	洪水及び地震時等の被災時における復旧活動支援	施行の場所等については、地域住民並びに自治体等との調整を図る。
水防拠点	山梨静岡県境～富士橋までの間に数箇所整備する。	水防作業ヤード 備蓄資材 車両交換場所	緊急復旧用資材の備蓄	

※今後の災害の発生や調査結果等により新たな河川工事が必要となる場合がある。

④ 情報網の整備

光ファイバー等を用いた情報通信網を整備し、荒天等による交通途絶時においても河川の管理に必要となる水位、雨量等の水文データ、画像情報の収集及び緊急時の河川管理施設の遠隔操作を可能にするとともに、高度情報機器を配備し各防災機関及び沿川自治体等との双方向の情報交換も含めた情報の収集及び提供体制を充実させる。

(3) 釜無川ブロック

①河道断面の確保対策

釜無川ブロックの笛吹川下流端において、整備計画の目標流量に比較して流下能力の不足している区間の対策として、築堤により、河道断面の確保を図る。

表-2.2.5 河道断面の確保対策に係わる主要な河川工事の種類、施行の場所、設置される河川管理施設等の機能等（釜無川ブロック）

工事の種類	施行の場所	設置（改築、撤去）される河川管理施設等		摘要
		施設の種類	機能の概要	
築堤	（左岸） 市川三郷町高田、市川大門	堤防	河道断面の確保	

※今後の災害の発生や調査結果により新たな河川工事が必要となる場合がある。

② 洗掘防止対策

洪水時には、規模の大小を問わず、堤防及び河岸を急激に洗掘する流れの発生が大きな特徴であり、それに起因する破堤という事態となれば、特に天井川区間においては甚大な被害が引き起こされるおそれがあることを踏まえ、護岸整備を計画的かつ重点的に実施する。

さらに、全国有数の急流河川である釜無川、笛吹川の特性を踏まえ、対策実施時点までに蓄積された施設の被災事例の分析及び評価を行いつつ、新たな河岸及び堤防防護工法の検討に努め、順次対策に反映していくものとする。

表-2.2.6 洗掘防止対策に係わる主要な河川工事の種類、施行の場所、設置される河川管理施設等の機能等（釜無川ブロック）

工事の種類	施行の場所	設置（改築、撤去）される河川管理施設等		摘要
		施設の種類	機能の概要	
洗掘防止対策	釜無川：富士橋～武田橋間 笛吹川：富士川大橋～JR身延線橋梁間	護岸	堤防の洗掘防止	

※今後の災害の発生や調査結果により新たな河川工事が必要となる場合がある。



写真-2.2.2 洗掘防止対策の例（韮崎市韮崎千本柳地先：釜無川）

③ 内水対策

近年、鳴沢川等で頻発している内水被害に対し、支川の河川管理者等の関係機関と調整のうえ、ソフト対策も併せて内水対策を検討する。

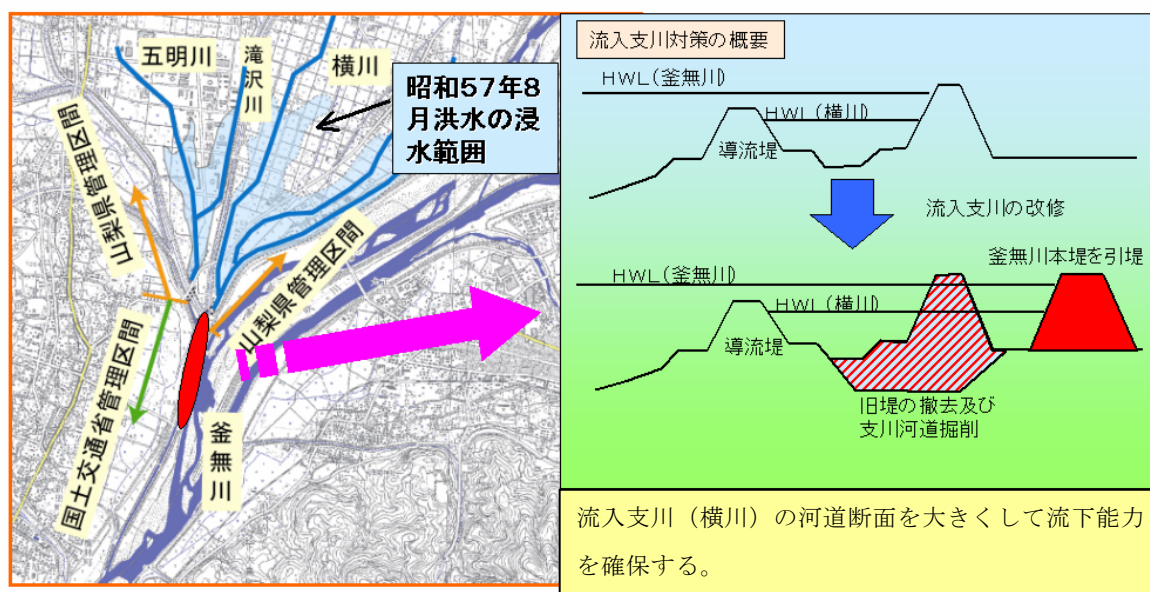
④ 流入支川対策

増穂町及び南アルプス市で実施されている山梨県の河川改修事業と調整のうえ、釜無川右岸堤の引堤等を行い、流下能力の向上により支川流域での浸水被害の軽減を図る。

表-2-2-7 流入支川対策に係わる主要な河川工事の種類、施行の場所、
設置される河川管理施設等の機能等（釜無川ブロック）

工事の種類	施工の場所	設置（改築、撤去）される 河川管理施設		摘要
		施設の種類	機能の概要	
築堤護岸、河道掘削	増穂町大櫛、青柳	堤防、護岸	流入支川の河道断面を確保	事業実施中

※今後の災害の発生や調査結果等により新たな河川工事が必要となる場合がある。



図一2.2.4 増穂地区引堤事業

⑤ 広域防災対策

当ブロックにおいては、水防活動及び洪水や地震時等の被災時における堤防等河川管理施設の復旧活動を支援する防災拠点を関係自治体と連携を図りつつ整備する。

さらに、災害時において資材運搬車両や緊急車両等が効率的に通行できるよう車両交換場所等の整備を実施する。

表-2.2.8 広域防災対策に係わる主要な河川工事の種類、施行の場所、
設置される河川管理施設等の機能等（釜無川ブロック）

工事の種類	施行の場所	設置（改築、撤去）される 河川管理施設等		摘要
		施設の種類	機能の概要	
河川防災ステーション	増穂町 青柳	水防作業ヤード 備蓄資材 車両交換場所	洪水及び地震時等の被災時における復旧活動支援	設置される施設等については地域住民及び自治体等との調整を図る。

※今後の災害の発生や調査結果等により新たな河川工事が必要となる場合がある。



図-2.2.5 増穂地区河川防災ステーション緊急時作業イメージ

⑥ 情報網の整備

光ファイバー等を用いた情報通信網を整備し、荒天等による交通途絶時においても河川の管理に必要となる水位、雨量等の水文データ、画像情報の収集及び緊急時の河川管理施設の遠隔操作を可能にするとともに、高度情報機器を配備し、各防災機関及び沿川自治体等との双方向の情報交換も含めた情報の収集及び提供体制を充実させる。

(4) 笛吹川ブロック

① 河道断面の確保対策

整備計画の目標流量に比較して流下能力の不足している区間の対策として、築堤及び河床掘削により河道断面の確保を図る。

なお、河床掘削にあたっては、瀬と淵の保全に配慮する。

表-2.2.9 河道断面の確保対策に係わる主要な河川工事の種類、施行の場所、設置される河川管理施設等の機能等（笛吹川ブロック）

工事の種類	施行の場所	設置（改築、撤去）される河川管理施設等		摘要
		施設の種類	機能の概要	
築堤	（右岸） 山梨市東（実施中） 山梨市南 （左岸） 笛吹市八代町北～笛吹市石和町小石和～笛吹市石和町四日市場～笛吹市御坂町成田～笛吹市石和町市部～笛吹市石和町下平井	堤防	河道断面の確保	
河床掘削	笛吹市石和町		河道断面の確保	

※今後の災害の発生や調査結果等により新たな河川工事が必要となる場合がある。



図-2.2.6 石和地区河床掘削

② 洗掘防止対策

洪水時には規模の大小を問わず、堤防及び河岸を急激に洗掘する流れの発生が大きな特徴であり、それに起因する破堤という事態となれば、特に天井川区間においては甚大な被害が引き起されるおそれがあることを踏まえ、護岸整備を計画的かつ重点的に実施する。

さらに、全国有数の急流河川である笛吹川の特性を踏まえ、対策実施時点までに蓄積された施設の被災事例の分析及び評価を行いつつ、新たな河岸及び堤防防護工法の検討に努め、順次対策に反映していくものとする。

表-2.2.10 洗掘防止対策に係わる主要な河川工事の種類、施行の場所、設置される河川管理施設等の機能等（笛吹川ブロック）

工事の種類	施行の場所	設置（改築、撤去）される河川管理施設等		摘要
		施設の種類	機能の概要	
洗掘防止対策	JR 身延線橋梁～岩手橋間	護岸	堤防の洗掘防止	

※今後の災害の発生や調査結果により新たな河川工事が必要となる場合がある。

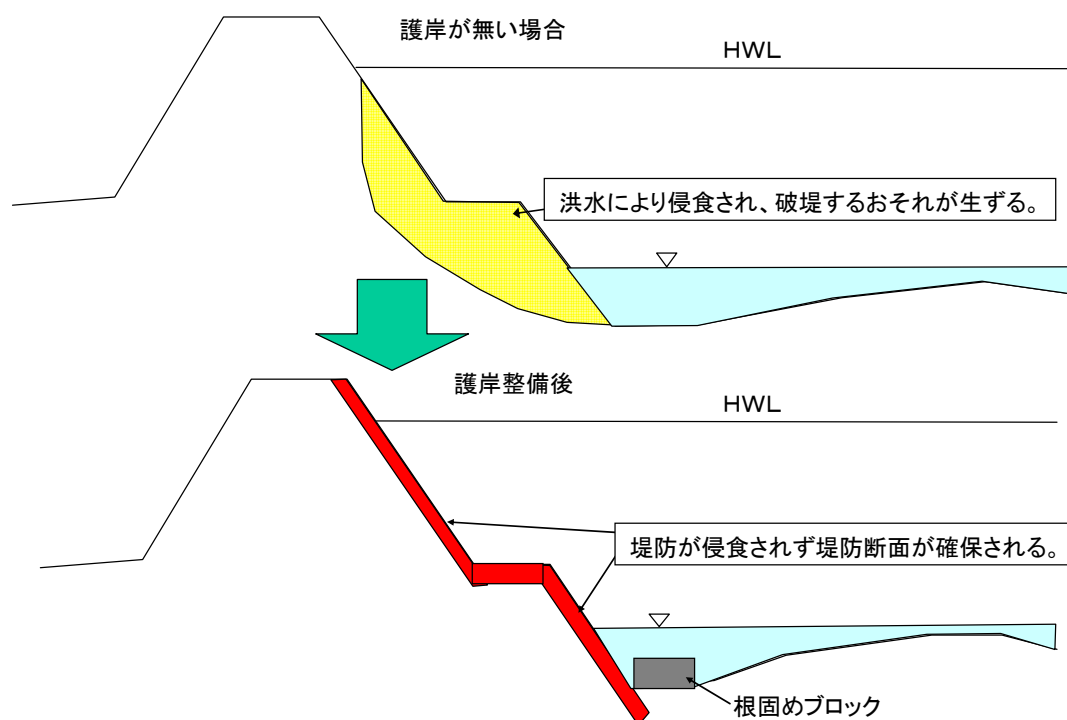


図-2.2.7 洗掘防止対策概念図

③ 内水対策

近年、渋川、大坪尻川等で頻発している内水被害に対し、支川の河川管理者等の関係機関との調整のうえ、ソフト対策も併せて内水対策を検討する。

④ 広域防災対策

洪水時の円滑な水防活動及び災害復旧活動を支援する防災拠点を関係自治体と連携を図りつつ整備するとともに、新たな防災拠点設置に向け関係機関とともに、検討を実施する。

さらに、災害時において資材運搬車両や緊急車両等が効率的に通行できるよう車両交換場所等の整備を実施する。

表-2.2.11 広域防災対策に係わる主要な河川工事の種類、施行の場所、
設置される河川管理施設等の機能等（笛吹川ブロック）

工事の種類	施行の場所	設置（改築、撤去）される 河川管理施設等		摘要
		施設の種類の	機能の概要	
水防拠点	JR 身延線橋梁～岩手橋の間に 1 箇所整備する。	水防作業ヤード 備蓄資材 車両交換場所	洪水及び地震時等の被災時における復旧活動支援	施行の場所等については、地域住民並びに自治体等との調整を図る。

※今後の災害の発生や調査結果等により新たな河川工事が必要となる場合がある。

⑤ 情報網の整備

光ファイバー等を用いた情報通信網を整備し、荒天等による交通途絶時においても河川の管理に必要な水位、雨量等の水文データ、画像情報の収集及び緊急時の河川管理施設の遠隔操作を可能にするとともに、高度情報機器を配備し、各防災機関及び沿川自治体等との双方向の情報交換も含めた情報の収集及び提供体制を充実させる。

第2項 河川環境の整備と保全に関する事項

河川環境の整備と保全に関しては、河川水辺の国勢調査等の環境モニタリングを継続しつつ富士川の生態系について理解を深めるとともに、新しい知見を踏まえながら実施する。

(1) 良好な自然環境の保全

富士川においては各所で貴重な動植物等がみられるほか、広大な河川敷を有し、幅約2,000mに及ぶ河口部には、多列砂州をはじめ、砂礫地、海浜性砂丘、干潟及び湿地等の多様な環境がみられる。この河口部には砂礫地を繁殖場として利用するコアジサシ、干潟を餌場とするシギ・チドリ類及び水際の樹林地を集団分布地及び越冬地として利用するカワウ、ガン・カモ類等多くの鳥類が生息するほか、河原や干潟、湿地にはススキ、オギ、マコモ、ヨシ等が群生している。また、魚類ではウナギ、カマキリ、シロウオ等の回遊性魚類が生息している。こうした富士川らしい豊かな自然を保全するため、関係機関等と連携のうえ、瀬や淵及び河原、河畔林、湿地等生物の生息及び生育の場並びに貴重な植物群落等の保全や再生に努める。

また、外来種については、その繁茂及び繁殖状況や富士川本来の生態系等に与える影響を把握し、人の健康面及び貴重な動植物等の生態に影響をおよぼすおそれがある場合については関係機関と連携して適切に対応する。



写真-2.2.3 富士川河口部

表-2.2.12 良好な自然環境への配慮に係る主要な河川工事の種類、施行の場所、設置される河川管理施設等の機能等

河川工事の種類	施行の場所	設置される河川管理施設等	機能の概要	摘要
整備及び自然保全対策	・静岡県清水区蒲原地区 富士市五貫島		・富士川河口部の中洲、干潟等の湿地環境の保全等を行う。	実施主体及び施行の詳細な場所については、地域住民及び自治体並びに施設管理者等との連携を図る。

※今後の調査結果等により新たな場所が追加される場合がある。

(2) 生息及び生育環境の連続性としての機能の確保

富士川には多種多様な魚類等が数多く生息していることから、河川の整備のあたってはできる限り河床の平坦化を避ける等の対策により魚類等のすみやすい河川環境を確保する。また、シロウオ、アユ、カマキリ、ウナギ等回遊性及び移動性を有する魚類等が生息していることから、こうした魚類等が遡上及び降下できるよう施設管理者等関係者と調整し、適切な構造を有する魚道等の積極的な設置及び改善を図る。あわせて、魚類等の遡上及び降下状況を詳細に把握しその移動経路の保全に関する検討を行う。

(3) 人と川とのふれあいの場の整備

近年、富士川の自然とよりふれあいたいとする要望の高まりから、自然とふれあえる新たな場所の整備及び水辺へのアクセスの改善が求められており、人々が川とふれあい、親しめる施設の整備と保全が望まれている。このため、治水及び利水との調和及び優れた景観の保全に努めつつ、歴史や文化及び自然環境等の特性を踏まえ、誰もが川とふれあい親しめる場及び水辺にアクセスするための施設の整備を図るとともに、富士川の良い自然環境を活かした環境教育の場を地域住民及び関係機関と連携して整備する。

なお、整備にあたっては、地域住民及び関係機関と共同で計画を立案し順次実施するとともに、ユニバーサルデザインの導入に努める。

また、富士川に数多く存在する歴史的治水施設を始めとして、富士川に関する様々な情報を収集し、富士川への来訪者が現地で容易に情報を得ることができるよう携帯電話等の小型端末に対するデータ提供及び看板類等の情報表示板、案内標識などの情報提供基盤の整備を行う。

さらに、鰍沢町の富士川舟運の歴史を活かした街づくりや、増穂町の道の駅・川の駅構想等街づくりと一体となった水辺拠点の整備を実施する。

表-2.2.13 人と川とのふれあいの場の整備に係る主要な施行の場所等

ブロック	市町村	施行の場所	整備の内容
富士川 下流	富士市	松岡	雁堤の遊歩道等の整備
	富士宮市	沼久保	遊歩道等の整備
	富士川町	木島	親水整備
	芝川町	尾崎	桜づつみ、遊歩道等の整備
富士川 中流	南部町	福士	親水整備
	南部町	内船	親水護岸等の整備
	身延町	大野	親水整備
	身延町	飯富	親水整備
	鵜沢町	明神町	河岸跡公園整備と連携した水辺整備
釜無川	増穂町	青柳町	道の駅と河川防災ステーションと連携した川の駅（水辺プラザ）
	南アルプス市	東南湖	水辺の楽校等の親水整備
		鏡中条	霞堤部分での親水整備
		鏡中条	親水整備
	南アルプス市、 韮崎市、甲斐市	南アルプス市上高砂～ 韮崎市龍岡町下条南割 甲斐市竜王～甲斐市下今井	大規模治水歴史公園整備
	甲斐市、韮崎市	甲斐市西八幡～韮崎市水神1丁目	遊歩道等の整備
笛吹川	笛吹市	八代町増田	親水整備
	笛吹市、山梨市	笛吹市一宮町田中、山梨市大野	三川合流部の親水整備

※ 今後の調査結果等により新たな場所が追加される場合がある。

具体的な整備内容等は、地域住民、自治体等と連携して今後検討する。

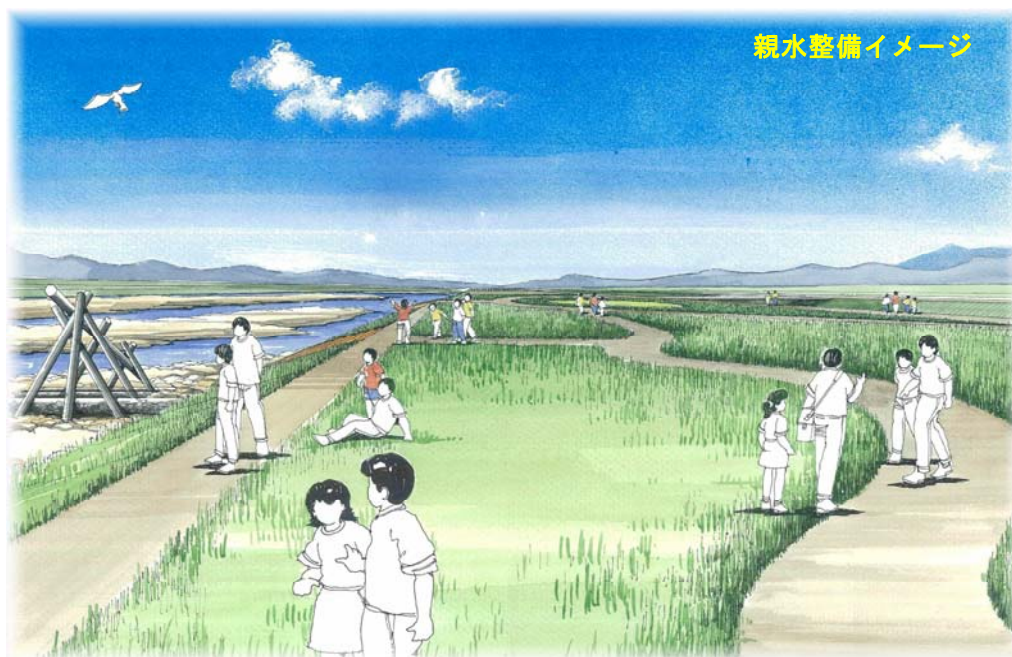


図-2.2.8 人と川とのふれあいの場のイメージ

第3節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

河川の維持に関しては、洪水及び高潮等による災害の発生防止又は軽減、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の保全の観点から、河川の有する多面的機能を十分発揮できるよう適切に維持管理するとともに、地域住民及び関係機関等との連携による協働の維持管理を推進する。

第1項 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

(1) 管理情報の収集及び提供システム

富士川においては、雨量観測所 17 箇所、水位観測所 15 箇所（うち高水流量観測 10 箇所）等で行っている観測を継続するとともに、得られた情報を県、市町村等の関係機関及び地域住民に提供する。また、災害時において早期に体制を確保するため光ファイバー網を活用し、監視用カメラによる動画画像をはじめとしたリアルタイムな情報提供を図っていく。



写真 -2.3.1 下部雨量観測所



写真-2.3.2 監視用カメラ（下山）

表-2.3.1 洪水、高潮などによる災害の防止又は軽減に資する主な河川管理施設

主な河川管理施設等		施設名及び設置場所	
堤防 (護岸、水制含む)		直轄管理区域内の堤防整備区間 (富士川及び釜無川：114.3km、笛吹川：59.6km)	
排水樋門・樋管	富士川	小池川排水樋門	静岡県静岡市清水区蒲原字向島
		尾崎第2排水樋管	静岡県富士郡芝川町尾崎
		尾崎排水樋管	静岡県富士郡芝川町尾崎
		長貴第2排水樋管	静岡県富士郡芝川町長貴
		長貴排水樋管	静岡県富士郡芝川町長貴
		橋上第2排水樋管	静岡県富士郡芝川町橋上
		橋上排水樋管	静岡県富士郡芝川町橋上
		十島排水樋管	山梨県南巨摩郡南部町十島
		越渡排水樋管	山梨県南巨摩郡南部町越渡
		井出第2排水樋管	山梨県南巨摩郡南部町井出
		井出排水樋管	山梨県南巨摩郡南部町井出
		福土排水樋門	山梨県南巨摩郡南部町福土
		内船第3排水樋管	山梨県南巨摩郡南部町内船
		内船第2排水樋管	山梨県南巨摩郡南部町内船
		内船排水樋管	山梨県南巨摩郡南部町内船
		睦合第3排水樋管	山梨県南巨摩郡南部町睦合
		睦合第2排水樋管	山梨県南巨摩郡南部町睦合
		睦合排水樋管	山梨県南巨摩郡南部町睦合
		南部第2排水樋管	山梨県南巨摩郡南部町南部
		南部排水樋管	山梨県南巨摩郡南部町北坂
		丸滝第3排水樋管	山梨県南巨摩郡身延町丸滝
		丸滝排水樋管	山梨県南巨摩郡身延町丸滝
		波木井排水樋門	山梨県南巨摩郡身延町波木井
		波木井排水樋管	山梨県南巨摩郡身延町波木井
		八日市場第1排水樋管	山梨県南巨摩郡身延町八日市場
		八日市場第2排水樋管	山梨県南巨摩郡身延町八日市場
		飯富第2排水樋管	山梨県南巨摩郡身延町八日市場
		田原川樋門	山梨県南巨摩郡身延町下田原
		下田原排水樋管	山梨県南巨摩郡身延町下田原
		下田原第2排水樋管	山梨県南巨摩郡身延町下田原
		鴨狩排水樋管	山梨県西八代郡市川三郷町鴨狩津向
		西島排水樋管	山梨県南巨摩郡身延町西島
		細田排水樋管	山梨県西八代郡市川三郷町岩間
		岩間排水樋管	山梨県西八代郡市川三郷町岩間
		岩間第2排水樋管	山梨県西八代郡市川三郷町岩間
		楠甫排水樋管	山梨県西八代郡市川三郷町楠甫
		楠甫第2排水樋管	山梨県西八代郡市川三郷町楠甫
		鹿島排水樋管	山梨県南巨摩郡鵜沢町鹿島
		鹿島第2排水樋管	山梨県南巨摩郡鵜沢町鹿島
		新田排水樋管	山梨県南巨摩郡鵜沢町新田
		南川排水樋管	山梨県南巨摩郡鵜沢町白子
排水樋門・樋管	釜無川	横川排水機場樋管	山梨県南アルプス市東南湖
		上高砂排水樋管	山梨県南アルプス市上高砂
		向新田排水樋管	山梨県西八代郡市川三郷町向新田
		高部排水樋管	山梨県中央市高部
		穂池排水機場樋管	山梨県甲府市西下条島崎
		柏排水機場樋管	山梨県甲府市上曾根
		四日市場第2排水樋管	山梨県笛吹市石和町四日市場
排水樋門・樋管	笛吹川	四日市場排水樋管	山梨県笛吹市石和町四日市場
		万力排水樋管	山梨県山梨市万力
排水機場	釜無川	横川排水機場	山梨県南アルプス市東南湖
	笛吹川	穂池排水機場	山梨県甲府市西下条島崎
		柏排水機場	山梨県甲府市上曾根

主な河川管理施設等		施設名及び設置場所	
救急排水機場	富士川	下田原救急排水機場 新田救急排水機場	山梨県南巨摩郡身延町下田原 山梨県南巨摩郡鰍沢町新田
観測システム	水位観測所 雨量観測所	富士川及び釜無川 富士川及び釜無川	7箇所、笛吹川 3箇所、ほか5箇所 6箇所、笛吹川 2箇所、ほか9箇所
緊急用河川敷道路		富士川	1,900m
水防拠点		富士川及び釜無川	6箇所、笛吹川 2箇所
備蓄資材基地		南部町南部地先	ほか13箇所

※平成17年9月現在

表-2.3.2 管理情報の収集及び提供に係る主要な施設等一覧

観測システムの種類		施設名
【水位観測施設】		
富士川	7箇所	松岡、北松野、南部、富山橋、清水端、浅原橋、船山橋
早川	1箇所	早川橋
笛吹川	3箇所	桃林橋、石和、亀甲橋
日川	1箇所	日川
重川	1箇所	重川
御勅使川	1箇所	堀切
塩川	1箇所	金剛地
【低水流量観測箇所】		
富士川	6箇所	松岡、北松野、南部、清水端、浅原橋、船山橋
早川	1箇所	早川
笛吹川	4箇所	桃林橋、石和、亀甲橋、押切（笛）
塩川	1箇所	金剛地
【高水流量観測箇所】		
富士川	6箇所	松岡、北松野、南部、清水端、浅原橋、船山橋
早川	1箇所	早川橋
笛吹川	3箇所	桃林橋、石和、亀甲橋
芦川	1箇所	芦川
【雨量観測所】		
富士川	6箇所	松岡、睦合、市川大門、藤田、小淵沢、釜無
常葉川	1箇所	下部
早川	1箇所	野呂川
雨畑川	1箇所	硯島
笛吹川	2箇所	石和、三富
荒川	1箇所	甲府
金川	1箇所	黒駒
重川	1箇所	神金
御勅使川	1箇所	夜叉神
塩川	1箇所	増富
須玉川	1箇所	浅川
【国土交通省設置地震計】		
河川関係	5箇所	甲府河川国道事務所、富士川上流出張所、富士川下流出張所 石和橋、峡南国道出張所
【河川情報収集提供システム】		
	5箇所	甲府河川国道事務所、富士川上流出張所、富士川中流出張所 富士川下流出張所、笛吹川出張所
【空間監視用カメラ】		
河川関係	57箇所	富士川及び釜無川 40箇所、笛吹川 17箇所

※平成17年9月末現在

(2) 流域全体を視野に入れた土砂管理

富士川水系については、土砂生産域から河口に至る総合的な土砂管理の方策を検討してゆく必要があることから、この視点に基づく対応を実施する。

このため、学識経験者、関係機関等との連携のもと、洪水時における土砂挙動観測の拡充、河床材料調査及び河床変動調査等の土砂移動に関するモニタリング調査の継続、関係機関との土砂生産及び移動に関するデータの相互提供、土砂移動の予測手法の検討を実施し、得られた結果を基に富士川の質的及び量的な土砂移動現象の検討などの土砂管理計画を検討する。

また、土砂移動予測結果等をもとに、洪水が流下できる河道断面の確保及び河川管理施設等の機能の維持を目的とする管理河床高を設定し、土砂の堆積及び侵食による河床の大幅な変動に対して河道の適切な管理に努める。

なお、掘削した土砂についてはその有効利用について検討する。

(3) 河川機能の維持

富士川の河道内に繁茂した樹木及び堆積土砂については、モニタリングを行いつつ治水機能の維持及び河川環境の保全を目的として適切な維持管理を行う。

① 河道内樹木の管理

河道内の樹木の繁茂により河積阻害が特に著しい笛吹川上流部の山梨市内及び笛吹市内の区間や釜無川上流部の韮崎市内の区間等のように樹木の繁茂が洪水の安全な流下の支障となる場合及び河川管理上支障となる場合においては、周辺の動植物の生息、生育環境の保全について十分考慮した上で、支障となる樹木を順次伐採する。



写真－2.3.3 釜無川武田橋下流のハリエンジュ繁茂状況（韮崎市）

② 堆積土砂の管理

洪水発生等により河道内への土砂の堆積が進み、流下能力が不足となる箇所については、堆積した土砂を除去することとする。なお、除去にあたっては、瀬や淵等の河床の状況、動植物の生息生育環境への影響を考慮し、総合的に判断して対処する。

(4) 河川管理施設等の維持管理

① 河川管理施設

堤防、護岸、河川構造物等の河川管理施設については、その機能が十分発揮されるよう堤防等の除草を行い、河川管理施設の維持修繕及び補修を行うとともに、河川巡視や定期的な点検等を実施する。このうち、堤防、護岸、自然河岸等については、平常時及び洪水時の巡視並びに空間監視用カメラによる状況把握を行うとともに、それらの状況に応じて適切な維持及び修繕を行い、機能の維持を図る。

また、樋管及び樋門並びに排水機場については、機能を維持するための保守及び点検を行い、その結果をもとに修繕や計画的な更新を行う。これらの施設の操作については、操作要領にもとづき適切に操作する。



<排水機場外観>



<操作室>

写真－2.3.4 柏排水機場

地震発生時には堤防及び樋管等河川管理施設の被災状況を把握し、迅速に復旧が実施できるよう、地震後の施設点検、巡視を行う。また、地震の観測体制を整備するとともに、関係機関との連携を強化する。また、洪水、地震等により河川管理施設が被災した場合、あるいは被災することが予想される場合においては、被災箇所の拡大を防止するための復旧工事等を行う。そのために必要な資材、特に根固めブロック、割栗石等については十分な備蓄を確保するとともに、防災拠点の整備と整合を図りつつ側帯の整備を行う。

なお、災害時に必要となる災害対策車や照明車、排水ポンプ車等の災害対策支援車両については適切な保守及び点検を行うとともに、防災情報システムについても適切な維持管理を行い災害に備える。



ポンプ車（稼働時）



写真－2.3.5 排水ポンプ車



写真－2.3.6 防災情報システム

② 許可工作物

許可工作物については工作物の経年的変化や河道状況の変化等により、洪水時の流水の障害や河川管理施設の機能に対する支障が生じないように定期及び臨時の検査を行うとともに、必要に応じて施設管理者に対し適切な指導を行う。



写真－2.3.7 許可工作物検査状況

(5) 洪水情報伝達の体制整備、洪水及び高潮対策の活動支援

出水時においては、富士川（釜無川を含む）及び笛吹川について、甲府地方気象台及び静岡地方気象台と共同して洪水予報を行い、山梨県、静岡県及び報道機関を経由して地域住民に周知する。また、塩川、御勅使川等については、特別警戒水位に到達など、水位情報の周知を行う。

さらに、水防活動が迅速かつ的確に行われるように水防警報を発令するとともに、光ファイバー網等を活用し、沿川自治体及び関係機関に詳細な水理水文情報等を提供する。

平常時の備えとしては、洪水時に迅速な対応ができるよう関係機関の防災技術の向上及び地域住民の防災意識の向上を図るための合同巡視、洪水対応演習、水防訓練を連携して実施する。

洪水及び高潮時の氾濫被害を最小限に食い止めるため、関係機関及び地域住民との連携による洪水ハザードマップ作成の支援を行うとともに、防災教育等の実施を支援する。

表－2.3.3 洪水予報区（平成17年度現在）

水系	河川	基準水位観測所	洪水予報区域
富士川	富士川（釜無川を含む）	船山橋 右岸河口から K238 杭 山梨県韮崎市竜岡町若尾新田 清水端 左岸河口から K26 杭+45m 山梨県南巨摩郡鵜沢町清水端 南部 左岸河口から H172 杭+4m 山梨県南巨摩郡南部町内船	左 岸 自 山梨県韮崎市韮崎町字一ツ柳 武田橋 至 河口 右 岸 自 山梨県韮崎市神山町字釜無河原 武田橋 至 河口
	笛吹川	石和 右岸幹川合流点から F172 杭+90.9m 山梨県笛吹市石和町市部	左 岸 自 山梨県山梨市七日市場 岩手橋 至 同県西八代郡市川三郷町高田 右 岸 自 山梨県山梨市東小字中河原 岩手橋 至 幹川合流点

表－2.3.4 水位情報通知及び周知を行う河川（平成17年度現在）

河 川	基準水位観測所	水 位 情 報 周 知 区 間
塩 川	金剛地 S4 合流点より 0.1 (km) 山梨県甲斐市宇津谷	左岸 甲斐市宇津谷字滝沢 5577 番 1 地先 塩川橋～釜無川合流点まで 右岸 韮崎市韮崎町字甲岡 3252 番地先 塩川橋～釜無川合流点まで
御勅使川	堀切 M20 合流点より 0.6 (km) 山梨県南アルプス市野牛島	左岸 韮崎市龍岡町下条南割字西原 596 番地先 御勅使川橋～釜無川合流点まで 右岸 南アルプス市六科字御崎 441 番地 御勅使川橋～釜無川合流点まで
重 川	重川 重 14 合流点より 1.6 (km) 山梨県山梨市歌田	左岸 山梨市一町田中字北河原 813 番の 5 地先 重川橋～笛吹川合流点まで 右岸 山梨市下石森小字雲林 586 番の 1 地先 重川橋～笛吹川合流点まで
日 川	日川 日 10-10m 合流点より 0.9 (km) 山梨県笛吹市一宮町田中	左岸 笛吹市一宮町大字田中字山之神 132 番の 5 地先 日川橋～笛吹川合流点まで 右岸 山梨市一町田中字前田 92 番地先 日川橋～笛吹川合流点まで
早 川	早川橋 早 13-10m 合流点より 3.0 (km) 山梨県南巨摩郡身延町	左岸 南巨摩郡身延町大字遅沢字塩沢 2407 番地先 早川橋～富士川合流点まで 右岸 南巨摩郡身延町大字粟倉 811 番地先 早川橋～富士川合流点まで

表－2.3.5 水防警報区（平成17年度現在）

河 川	基準水位観測所	水防警報区域	
笛吹川	石和 F172+90.9m 山梨県笛吹市石和町市部	左岸 山梨市七日市場 岩手橋	～ 笛吹市境川町大坪
重川		右岸 山梨市東 岩手橋	～ 甲府市白井河原
日川		左岸 山梨市一町田中 重川橋	～ 笛吹川合流点
		右岸 山梨市下石森 重川橋	～ 笛吹川合流点
		左岸 笛吹市一宮町大字田中 日川橋	～ 笛吹川合流点
		右岸 山梨市一町田中	～ 笛吹川合流点
笛吹川	桃林橋 F44+45m 山梨県中央市大田和	左岸 甲府市白井河原	～ 西八代郡市川三郷町高田
		右岸 甲府市浜	～ 釜無川合流点
釜無川	船山橋 K238 山梨県韭崎市竜岡町若尾新田	左岸 韭崎市神山町 武田橋	～ 甲斐市下今井
塩川		右岸 韭崎市神山町 武田橋	～ 韭崎市竜岡町
		左岸 甲斐市宇津谷 塩川橋	～ 釜無川合流点
		右岸 韭崎市栄町 塩川橋	～ 釜無川合流点
御勅使川		左岸 韭崎市竜岡町 御勅使川橋	～ 釜無川合流点
		右岸 南アルプス市六科 御勅使川橋	～ 釜無川合流点
富士川 （釜無川を含む）	浅原橋 K108-24.8m 山梨県中央市臼井阿原	左岸 甲斐市竜王	～ 笛吹川合流点
		右岸 南アルプス市上高砂	～ 南アルプス市東南湖
	清水端 K26+65.5m 南巨摩郡鵜沢町清水端	左岸 西八代郡市川三郷町下大鳥居	～ 南巨摩郡身延町宮木
		右岸 南巨摩郡増穂町大櫛	～ 南巨摩郡身延町飯富
富士川	南部 H172+4m 山梨県南巨摩郡南部町内船	左岸 南巨摩郡身延町波高島	～ 南巨摩郡南部町十島
		右岸 南巨摩郡身延町下山	～ 南巨摩郡南部町万沢
早川		左岸 南巨摩郡身延町大字遅沢	～ 富士川合流点
		右岸 南巨摩郡身延町大字粟倉	～ 富士川合流点
富士川	松岡 H33+60.5m 静岡県富士市松岡	左岸 富士郡芝川町下稲子	～ 河口
		右岸 富士郡芝川町橋上	～ 河口



写真－2.3.8 水防訓練の実施状況



写真-2.3.9 洪水ハザードマップ

(6) 広域防災機能の維持

河川防災ステーション、緊急用河川敷道路、水防資材、水害防備林等について、広域的な防災機能が維持できるよう、関係機関と連携して維持管理に努める。



写真-2.3.10 水防資材の備蓄状況

第2項 流水の正常な機能の維持に関する事項

(1) 流水の正常な機能の維持に関する水量

景観、水質、生物環境、水利用等の観点から富士川にあるべき水量の算定等、適切な必要水量設定に向けた調査及び研究を行うとともに、富士川における地下水の伏流及び還元実態について調査及び研究を行う。

また、農業用水、発電用水等については、今後、利用状況の変化、社会情勢を踏まえ、適正な取水量及び河川流量となるよう、利水者及び関係機関等と調整を図る。

(2) 渇水調整体制

河川流量が減少し渇水対策が必要となった場合の情報提供及び情報伝達、利水者相互間の水融通等緊急時の渇水対策を効果的かつ効率的に実施するため、関係機関及び水利使用者等とが連携した体制の円滑化を図り、被害の軽減に努める。

このため、平常時から河川管理者及び水利使用者との間において、情報、意見交換を定期的に行うために設置された富士川水系環境・水資源協議会等を活用し、適切な低水管理及び円滑な水利使用について対処していく。また、渇水に強い社会をつくるため、水を大切にする節水型社会及び水資源有効活用型社会の実現に向け、関係機関及び地域住民と一体となって水の重要性の再認識、節水の実践及び水資源の有効利用等に関する啓発活動に取り組む。

(3) 水質の保全並びに改善

① 水質観測と情報提供、水質の保全

水質観測については14箇所の水質観測地点で定期的な観測を続けるとともに、水質異常時の監視を行い、これらの情報を県、市町村等の関係機関に提供する。また、光ファイバー網を活用し、油などの流出による水質事故時及び渇水等による水質異常時において早急な対応を行うためのリアルタイムの情報を提供する施設を整備する。

水質の保全については、現在環境基準を満足している水域においてはその維持に努めるとともに、環境基準を満足していない水域については、水質の改善を図るため、関係機関及び地域住民と連携して、水質改善のために必要な対策を実施する。また、望ましい水質に関する啓発及び美しい川を守ることの大切さを学習するための情報等の収集に努め、その提供を行う。

なお、水質は、本川のみならず支川等も含めた流域全体の社会生活に起因する汚濁負荷量に支配されることから、関係機関及び地域住民と連携し、市民による簡易水質測定等の啓発活動を通じ汚濁負荷量の低減を図る。

② 水質事故等への対応

富士川の水質事故対策については関係機関と連携し、より適切な対応を図るため関東地方水質汚濁対策連絡協議会（富士川部会）を活用し、体制の充実強化を図るとともに、市民に対する啓発活動を通じ、水質汚濁防止の重要性に関する理解を深めていく。

水質事故時の対応としては、関係機関と連携した迅速かつ的確な対処により被害の拡大を防止する。さらに、河川巡視及び河川愛護モニター等により水質の監視を行い、異常水質の早期発見に努める。



写真-2.3.11 水質事故対策訓練

第3項 河川の適正な利用及び河川環境の保全に関する事項

(1) 秩序ある利用形態、河川美化

① 秩序ある利用

富士川においては、公園、運動場等の占用による施設の利用及び散策、つりなどの自由使用がなされていることから、河川敷の占用及び一時使用の許可にあたっては、当該地の自然環境の保全について十分考慮したうえで適正な利用が行われるよう施設管理者等を指導するとともに、利用者の啓発に努める。また、不法占用等の不法行為に対しては、河川巡視等による監視を強化し、是正や改善措置を求めることにより、秩序ある利用に努める。

② 河川美化体制

河川利用者のマナーの低下により発生するゴミ及び不法投棄等による河川環境の悪化が問題となっている。このため、関係機関及び地域住民と連携して河川美化に対する意識の啓発を行うとともに、不法投棄等の特に悪質な行為に対しては、河川巡視等による監視の強化及び関係機関との連携により原因者の特定等を行った上で、撤去及び改善を求める等適切に対処していく。

また、洪水後において河口部や河岸、河川管理施設等に漂着するゴミについては、自然環境への影響を考慮し、関係機関及び地域住民と連携して適切な対応を図る。



写真－2.3.12 流域一斉清掃



写真－2.3.13 河口部に漂着した流木

(2) 交流及び利用促進のための施設の維持管理

河川空間は、オープンスペースや自然の存在により、人と川、人と人のふれあいを提供する場としての機能を有している。富士川においても、従前からのスポーツや散策等の利用に加え、近年では自然観察を通じた総合的な学習の場としての利用等富士川とのふれあいを強めたいという要望が高まっている。このため、関係自治体、流域住民等と連携し水辺プラザや遊歩道等の維持管理等を適切に行うことにより、その機能の維持増進に努めていく。

また、年齢や障害の有無等にかかわらず全ての人々が川とふれあえるよう、河川空間の利用を促進する緩傾斜坂路（スロープ）等についても適切に維持管理を行う。



写真-2.3.14 緩傾斜坂路（万力林）

表-2.3.6 人と川のふれあい施設の確保に係わる主要な河川管理施設等

主な河川管理施設等	施設の件数及び整備済延長		
水辺の楽校	釜無川 左岸 1箇所		計 1箇所
緩傾斜坂路（スロープ）	富士川及び釜無川 左岸 1箇所、右岸 2箇所		計 3箇所
	笛吹川 左岸 1箇所、右岸 2箇所		計 3箇所

※ 上記の施設は平成16年度末までに整備されているものであり、維持管理については、関係自治体と調整を図り、適切な分担のもと行う。

(3) 河川環境の保全

富士川の河道内植生は洪水による流失と回復及び繁茂を繰り返し、瀬、淵は洪水毎に位置を変えていることを踏まえ、自然環境が大きく変動する富士川の河川環境を把握するためのモニタリング調査を実施していく。

また、河川環境の保全及び河川区域内の適正な利用を図るため、学術上または稀少性の観点から重要な種、群落、注目すべき生息地等についての情報を収集、整理するとともに、既存の河川管理施設及び許可工作物に関して環境面から点検を実施し、あわせて市民ボランティアによる河川環境モニタリングの実施に向けた支援を行う。

環境モニタリング等により得られた調査結果については、GIS（地理情報システム）等によるデータベースの整備を行い、環境データを充実させるとともに、インターネット等を活用した情報提供体制を整備する。

さらに、河川内で実施される様々な整備及び利用に際して、施設管理者等を含む関係機関と適切に調整し河川環境の保全に努める。

(4) 河川景観、文化育成機能の維持等

河川景観、文化育成機能等の維持及び保全については、地域住民や関係機関等との連携により行うものとする。

① 河川景観の維持

富士川は、河道及びそれを取り巻く環境が有する優れた自然的景観要素並びに信玄堤や万力林、雁堤等の歴史的治水施設による歴史的景観要素等により、優れた河川景観を有していることから、河川整備にあたっては富士川の景観に悪影響を与えないよう十分考慮するとともに、占有者による新たな施設の設置等にあたっても同様の指導を行う。さらに、より優れた河川景観を実現するための方策を関係機関及び地元住民等と連携のうえ検討し、立案する。

② 文化育成

富士川にかかわる伝統的な祭りや行事及び史跡等は、地域の伝統文化を現在から将来にわたって伝えていく役割を果たしている。このため、地域文化伝承の観点から祭り等での河川敷の利用や史跡等の保全に協力するとともに、その基礎となる河川空間の保全に努める。

③ 歴史的治水施設

富士川には、信玄堤及び信玄堤に関連する治水施設群や万力林等の水害防備保安林、雁堤など先人達と洪水との戦いを物語る歴史的治水施設があり、現在においても治水機能を有している。これらの歴史的治水施設の意義を学び、後世に継承するため、関係自治体との調整を図りつつ歴史的治水施設及びその周辺の占有等に関し調整を行うとともに、施設の維持、保全及び活用を図る。

(5) 富士川全体の交流及び連携

安心して暮らせる地域、豊かでゆとりのある地域を目指し、富士川及び地域の個性にあった川づくりを進めるにあたっては、河川管理者と関係機関、流域住民との連携及び交流が重要であることから、今後も富士川全体の視点に立って河川管理者と関係機関、流域住民が連携し、活発な活動が展開されるよう、学識経験者及び市民等で構成された富士川技術検討会、大臣管理区間を4つのブロックに区分したブロック別川づくり懇談会等を開催し、川づくりや協働での管理等様々な取り組みにあたり意見交換を実施する。



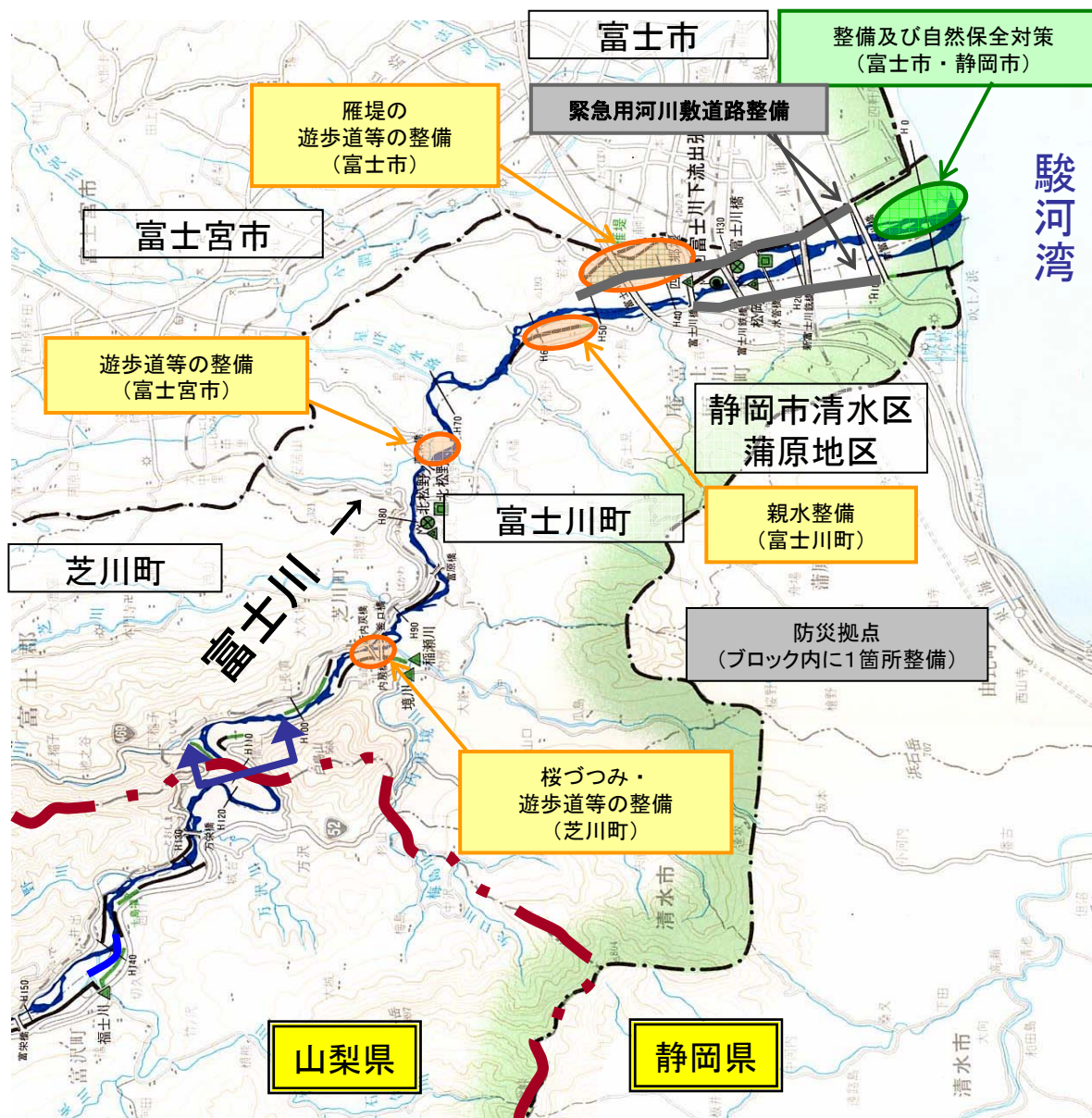
写真－2.3.15 信玄堤ウオーク

富士川水系河川整備計画

大臣管理区間

附 図

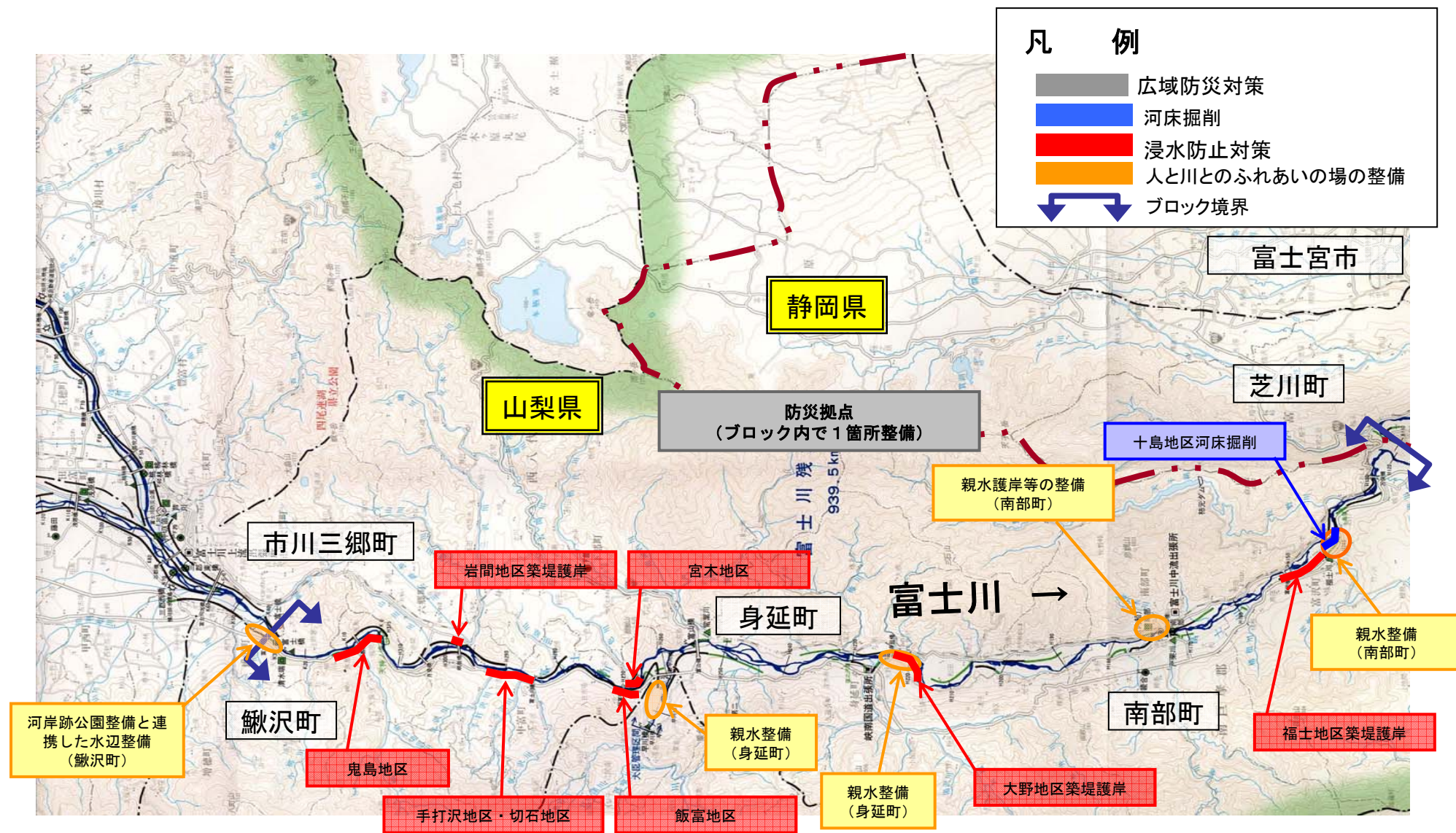
(1) 富士川下流ブロック



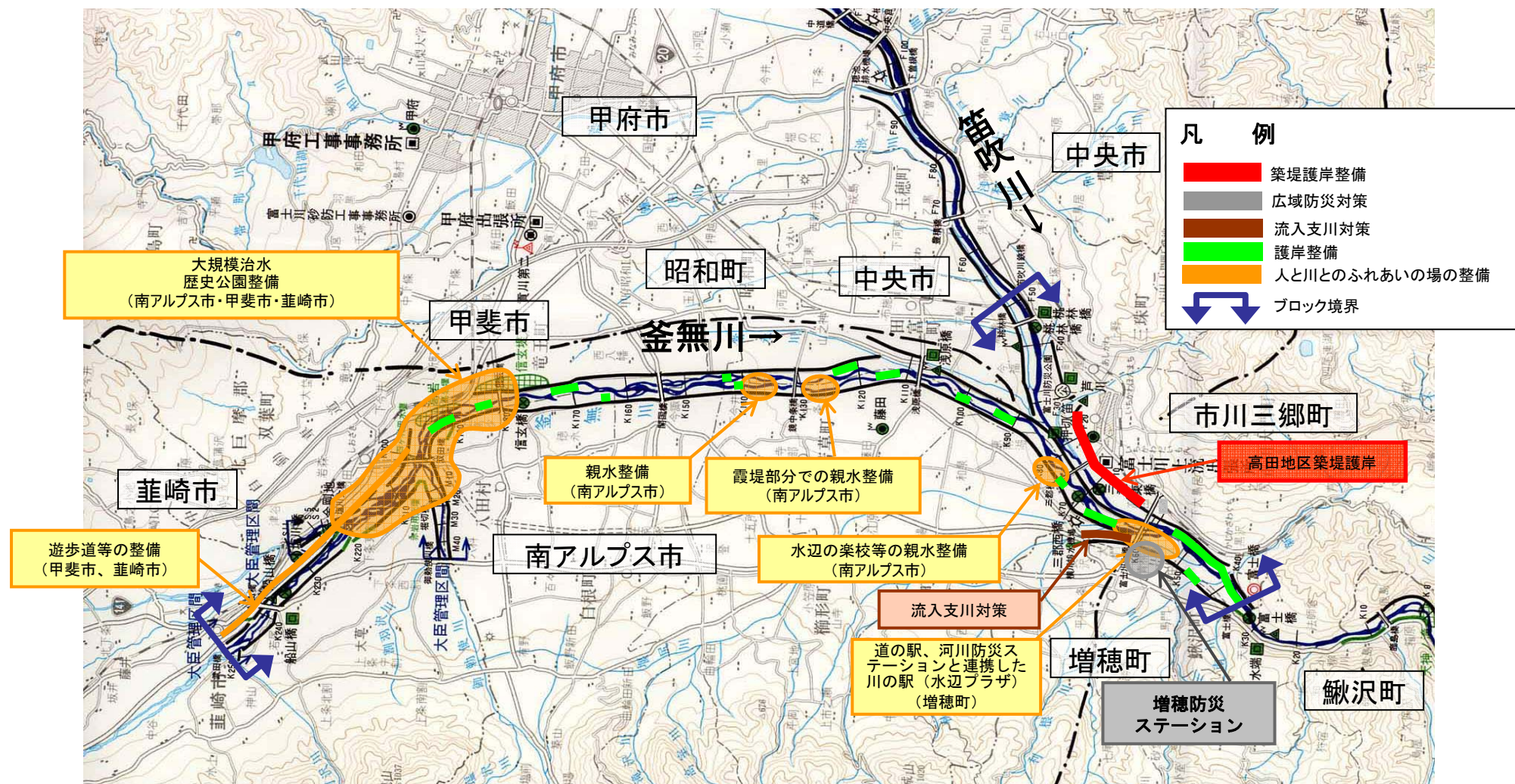
凡 例

- 広域防災対策
- 良好な自然環境への配慮
- 人と川とのふれあいの場の整備
- ブロック境界

(2) 富士川中流ブロック



(3) 釜無川ブロック



(4) 笛吹川ブロック

